

令和5年9月 6日開会

令和5年9月15日閉会

令和5年

第3回定例会会議録

小豆島町議会

令和5年第3回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第77号

令和5年第3回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月30日

小豆島町長 大江 正彦

記

- 期 日 令和5年9月6日（水）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和5年9月6日（水曜日）午前9時28分

閉 会 令和5年9月15日（金曜日）午後1時14分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	9月6日	9月15日
1	大 下 淳	○	○
2	高 尾 豊 弘	○	○
3	河 井 修	○	○
4	川 井 茂	○	○
5	羽 田 満	○	○
6	塩 田 洋 介	○	○
7	高 橋 淳	○	○
8	中 川 光 秋	○	○
9	三 木 卓	○	○
10	谷 康 男	○	○
11	藤 本 傳 夫	○	○
12	安 井 信 之	○	○
13	鍋 谷 真 由 美	○	○
14	中 松 和 彦	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	大 江 正 彦	○	○
副 町 長	谷 本 静 香	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	山 口 総一郎	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○	○
建 設 課 長	守 山 和 利	○	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○	○
会 計 管 理 者	入 倉 哲 也	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	×	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○	○
介 護 保 険 施 設 次 長	弓 木 和 幸	○	×

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 中 川 有 里

議事日程

別 紙 の と お り

令和5年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年9月6日（水）午前9時28分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 8名
- 第4 報告第8号 専決処分報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)
- 第5 報告第9号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率について (町長提出)
- 第6 議案第40号 令和4年度小豆島町歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 第7 議案第41号 小豆島町児童館条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第42号 令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第3号） (町長提出)
- 第9 議案第43号 令和5年度小豆島町介護保険事業特別会計
補正予算（第1号） (町長提出)
- 第10 議案第44号 令和4年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出
決算認定について (町長提出)
- 第11 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について (町長提出)
- 第12 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について (町長提出)

令和5年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年9月15日（金）午後0時58分開議

- 第1 議案第40号及び議案第44号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第2 議員派遣の件について
- 第3 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について（各特別委員長提出）

令和5年9月 6日開会

令和5年9月15日閉会

令和5年

第3回定例会会議録

(1日目)

小豆島町議会

開会 午前9時28分

○議長（中松和彦君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由といたします。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいまして、ありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る8月30日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 改めまして、おはようございます。

本日、令和5年小豆島町議会第3回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会では、令和4年度の各会計決算認定のほか、報告2件、条例案件1件、補正予算の審議2件、その他案件2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（中松和彦君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、6月7日以降、8月29日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件については、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について



○議長（中松和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、10番谷康男議員、11番藤本傳夫議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（中松和彦君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日と15日とし、会期は本日から15日までの10日間をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から15日までの10日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（中松和彦君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、10分前及び5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますよう、お願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。1番大下淳議員。

○1番（大下 淳君） 1番大下です。このたび一般質問のトップバッターということになりました。最初で最後の機会かもしれませんが、簡潔に進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3点を質問いたしますが、まず最初に小学校統合の行程を示せないかということで質問いたします。

さきの令和5年7月に改定されました小豆島町教育大綱では、安全で安心できる学校施設の整備を乱すことから快適な教育環境づくりに取り組むべく、星城、安田、苗羽小学校は統合する方向で進めるものとすると言われておりますが、今後の展開が全く見えてきておりません。

ここで1つ疑問に思うわけですが、この文言であります、3小学校は統合する方向で進めるといのは、何か意味があるんでしょうか。普通の日本語ではないような気がいたしますので、言うならば統合するでいいはずなんですけども、統合する方向で進めるといのは、何を進めるのかが全く見えてきません。そのようなところ、意図するものがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 大下議員から内海地区3小学校の統合の行程を示して、スムーズな統合をすべきとのご質問をいただきました。

6月議会でもお答えしたとおり、旧小豆島高校跡地を統合学校の整備候補地として、現在香川県と用地交渉を行っているところであり、払下げ価格が決まり次第、議会のご承認をいただいた上で、速やかに用地を取得したいと考えております。

また、コロナ禍の中で、全国的に出生数が減少しており、とりわけ本町におきましては、令和2年度から3年連続で出生数が60人に届かない状況が続いたことから、スピード感を持って小学校統合を進めたいと考えております。

こうしたことから、用地交渉と並行して、統合小学校整備に係る基本計画の策定に着手するべく、本定例会に補正予算案を上程させていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、現段階における統合までの想定スケジュールにつきましては、担当課長から説明させます。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 私からは、学校統合までの今後の見通しについて、事務局で想定している案をご説明いたします。

町長答弁のとおり、現在、香川県と用地交渉中であり、正式な金額提示には至っておりませんが、用地協力が得られる見通しとなりましたので、並行して統合小学校整備に係る基本計画の策定に着手いたします。

一方で、総合教育会議において、速やかに統合小学校の位置、整備方針についての最終決定を行い、それに沿った基本計画を今年度末までに策定する予定です。

なお、基本計画では、将来的には小・中学校が併設できるような配置計画で進めたいと考えております。

仮に、旧小豆島高校跡地に小学校を建設するのであれば、令和6年度に基本設計、実施設計業務に取りかかり、令和7年度に本体工事に着手し、令和8年末に完成、令和9年4

月に統合小学校の開校といった行程を想定しております。

これが、現時点では最も早いケースと考えており、令和2年度に生まれた54人の子供たちが小学校に入学するタイミングでの開校となります。

また、中学校を統合小学校に転用するケースでは、同様の行程で中学校を建設した後に、現在の中学校を小学校に改修することになり、統合小学校の開校はさらに1年遅れの令和10年4月になると想定しております。

いずれにしても、統合小学校の位置や整備方針など、総合教育会議の決定に沿って、できるだけ早い統合小学校の整備に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） 行程について説明いただきましたが、旧小豆島高校の用地の取得見込みということが大前提になってこようかと思いますが、その後の行程でも令和9年4月になりますので、まだ数年先で、先般ある校区の父兄と話をしておりましたら、もううちの子は上の子も下の子も卒業してしまうけんという声も多くなつとんで、その校区でそういった話もできてないようなんで、何かもう横を向いてしまつとんかなと思ったりもします。

小豆島高校と言いながら、そこで小学校できればということですが、またそこで中学校という言葉が出てくるということは、もうそこがよく分からない。あれだけの用地があれば、1つの大きな建物をどんと造ればできるはずなんで、中学校の改修は小学校よりか、また階段とか黒板の高さとか、いろんな費用がかかってくると思いますので、本当にそうしたところが必要なのか、よく検討をいただきたいと思います。

議会として、この秋に愛知県飛島村に視察に行きます。そこは、義務教育学校ということで、小中一貫教育を行っておりますので、もし機会がありましたら視察していただいて、大いに参考にさせていただきたいと思います。なおかつ、その先には幼・保一元化とかいうことも差し迫ってまいりますので、いずれにしても皆さんの情報を提供して、一つ一つクリアして行って、早々に進めて行っていただきたいと思います。

出生数がかなり少ない、もう年間60人いないと町長おっしゃいましたが、まだ60いるのか、いないのかという見方もあります。もう小豆島では、これから出産もままならない状況ということになってまいります。となると若い世代の人は、果たしてこの島に住むのかどうか。高校に進学するときも結構な生徒さんが、もう高松へ出るという環境にあります。となりますと、もうそれが普通になってきますと、もう若い世代は島には住まないと

いう選択肢も広がってくるおそれがあります。そうすると元も子もありませんので、子供を育てる教育施設につきましては、十分な施設を早々にお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

2つ目ですが、地域内循環バス実証運行の結果はということでお聞きをいたします。

今年4月3日から現在まで、神懸通、小坪、片城及び木庄、安田上で、そのルートでジャンボタクシーによる実証運行がなされておりますが、あまり芳しいとは聞いていないんですが、その利用状況はどうあったのか。また、新たな交通体系を目指すことができるものであったかどうか。費用対効果の面からも、この実証運行の結果をどう判断されるか、お聞きいたします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 大下議員から地域内循環バスの実証運行についてご質問をいただきました。

バス停から遠いエリアに住む方に対し、主要なバス停までの移動手段を確保するため、神懸通、小坪、片城及び木庄、安田上の地域において、地域内循環バスによる実証運行を本年4月から実施しており、7月末まで延べ284人にご利用いただいております。

しかしながら、現状では1便当たりの乗車人数は1人に満たない状況で、本格運行には抜本的な改善が必要だと考えております。

そこで、AIを活用したオンデマンド交通の先進地であります愛知県豊明市を視察いたしました。豊明市では、オンデマンドにすることで効率的な運行を実現しており、コールセンターでは着信のあった電話番号からシステムが瞬時に対象エリアを判別するなど、スムーズな予約対応を行ってまいりました。

今後は、アンケート調査の結果や実証運行で得られたデータを分析するほか、他団体の事例や有利な補助制度の活用を検討し、循環バスの小型化やAIを活用したオンデマンド交通も視野に入れ、よりよい公共交通の実現に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、利用状況等につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、地域内循環バスの利用状況についてお答え申し上げます。

地域内循環バスは、4月から7月の82日間で延べ284名にご利用をいただいております。そのうち、草壁神懸通線の利用者が最も多く、全体の79%、次いで木庄安田線が

20%、最後に朝1便目の草壁港直行便が1%であります。

また、曜日別に見ますと、いわゆるスーパーの特売日でございます火曜日の利用者が全体の37%と最も多く、買物等の日常生活で利用する方が多いことが分かっております。

しかしながら、1便当りに換算いたしますと、最も利用者の多い草壁神懸線ですら1便当たり0.45人となっており、現状ではお一人の方を運ぶのに約1万8千円の費用がかかっており、持続可能な公共交通とはなってございません。

したがって、本町に適した移動手段の確保に向けて、引き続き調査研究に取り組んでいき、併せて有利な補助金の活用も検討すべく、四国運輸局と協議を行っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（中松和彦君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） ありがとうございます。あまり芳しい数ではなかったと思います。

私も、この実証運行するダイヤを見ますと、1分、2分刻みなんで、これは素人が作るダイヤではありません。恐らくは交通関係者のどなたかが立案されたものだと思います。そこには、当然地元の意見というのがやはり反映されにくい面があるので、敬遠される。その挙げ句が地元の説明会がないといったことも言われるところだと思います。

今、説明がありました1便に1人ぐらい。スーパーの特売日は多いと。これは、火曜日はマルナカさんであります。主にコロッケが特売です。それから、火曜日はマルヨシセンターさんも卵の日ということで、大体相場が決まっております。ただ、乗らない理由は分からないんですが、やはり近くとはいいながらやはり手荷物を持ってという、自分の車で通うような、そういった生活でないところは非常に不便だなと思っております。

今後は、地域性にもよりますけども、またルートの見直しも始めて、それから地元の人の声というのをしっかり聞いた上で、それを反映したダイヤを組んでいくことが大事なかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、次の3番に移りますが、ここもちょっと交通問題になりますので、併せてお聞きをいたします。

まごの手サービス、これは移動販売だったんですが、継続はということで、今はなくなりましたが、当時はそれなりに喜ばれておったはずであります。

施策の成果を見てみますと、売上げの金額もまずまずの金額だったと思います。要は、この事業をする上での事業者さんが取り組みやすいかどうかにかかってくると思います。それから、採算面の不安も当然あるわけでございます。

今、小豆島の中では、これを事業されている業者さんがあります。隣町では、豊島も小豆島も全部弁当配達するお弁当屋さんもあります。そこが高齢者の見守りという、その業務を受けておるようでございます。あと、また大手スーパーでも受け承っておるようです。実証運行いうたら基本的には、そういう業者さんとタイアップできないものかと思います。例えば、機械や車両の提供とか、それから運行経費の援助とか、そういったところがどこまでやれるかということが大事だと思います。やっぱり、生きていく上で必要なものですから、買物に行きたくても行けないです。また、かわいそうに、町が免許証を返納と言うもんですから、返しちゃった人はもう車に乗れないわけですよ。これもし心配するのが、自動運転車が急速に出た場合、免許証を返したらもう乗れないじゃないかという、そんな心配もいたします。私も身内にはそういう人がおります。

問題は、実証運行の結果もそうなんです、こういう話を2回、3回聞いております。高齢者夫婦が夜中に急病になって、救急車で中央病院に運ばれたと。処置が終わりまして、奥さんもう大丈夫ですよ、どうぞお帰りくださいと言うても真夜中です。どうやって帰ったらええんかなという。タクシーは当然動いておりません。人手不足、小豆島まだまだ各界どこにおいても人手不足。ホテルでも料理をされる人がいないということで、全ての機能が維持できなくなっております。こと公共交通に関しては、ないでは済まない状況です。

昨日の新聞だったでしょうか、タクシーの運転手さんもいない。白タクを認めたらどうやという発言もあった。さすがに白タクは、ちょっと厳しいものがあると思うんですが、そういう状況です。ましてや、小豆島は観光と言いながら、島へ来たらタクシーさえないという状況になってます。

今の若い世代の人は、もうアプリを使って完璧に用意してきますんで、それが確保できなかったらもう来なくなるおそれがあります。幸いにも小豆島町は2町でバス会社を経営しております。要するに、少しでも手を広げて、総合交通を担える行政になれないものかと。そういった広域的な話もよく、だから、実証運行もいいんですが、そういう緊急タクシーの確保だって、やはり要ると思うんです。真夜中に帰ってくれと言われても帰るあれがない。そういうなんを聞かされるとたまったものではありません。

まごの手も、採算面は過去の実績で拾っております。あと、いかに中身を濃くするかということになりますが、決して皆さんはぜいたくを求めておるわけではありません。自分に必要なものが身近で買える喜びというのは、何物にも代え難い。老いを生きる力になるうというものであります。少しでも高齢者が元気になるように、そういった下支えも行政としては避けては通れないものと考えておりますので、いろんな意味で実証実験をどんど

んやってもらいたいと思います。少しでも生活がよくなる期待をいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。答弁不要の質問をいたしました。ありがとうございました。

---

○議長（中松和彦君） 12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、3つのことについて町長のお考えを聞きたいと思います。

まず最初に、農地転用における計画に圃場整備事業の規格適用をということで、もともと農地だったところに住宅建設等開発が行われています。周辺農地は、依然として里道、水路を利用するしかなく、昔ながらの作業を強いられます。今は、車を使っての作業が通常であると考えますが、圃場整備事業でも農道、水路の計画的な整備がされています。通常、車が通行できるように、3メートルほどの道路が整備できるべきだと考えます。里道、水路に隣接している土地おのおのが土地を出し合って、利用可能なものになると考えます。条例でそのような規制を考えるべきだと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から農地転用における隣接する里道、水路の拡幅についてのご質問をいただきました。

農地転用の許可につきましては、町の農業委員会は、協議した意見を県に送付し、県知事が許可権者となっております。意見の送付に関しては、農地法の規定に基づきまして、農業委員会でも審査をしております。仮に農地転用案件で周辺農地等への影響について疑義がある場合は、疑義の生じた段階で申請者に確認を取っております。疑義が解消されない場合は、県も許可を出すことができませんし、農業委員会においても書類の修正等の指導を行っておるところでございます。

したがって、農業委員会としては、農地法に基づいて各案件、適切に確認、審査をしており、周辺農地等への影響に疑義がない限り、つまり現状の農道、里道等の機能や営農条件の悪化が認められない以上、農業委員会としてはどうしようもございませんし、町としても個人の財産に規制を設けることは、公序良俗に反する場合や公共の利益に支障がある場合など、最低限のものでなければならぬと考えております。

今回ご指摘の案件は、想像ができるわけでございますけれども、奥側の農地、これ耕作放棄地でございます。こちらの所有者にとっては利益かもしれませんが、里道等に隣接した転用申請地の所有者にとっては不利益であります。個人の利益のために、別の個人に不利益を強いるような条例や規制は設けるべきではないと考えておりますので、ご理解賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） そうすると、管理的な部分からいうと、何かあったときには、道がなかったらそこへたどり着くんは、もう歩いていくぐらいしかしょうがないというお話になりますんで、計画的に広げていく必要性は出てくるのかなあ。田舎であるがゆえに、こういうふうな事例が出てきとんかなあと思っております。悪意な不動産屋やったらぎりぎりまでやって、その周辺の土地を使えんような形にして地価が上がるのを抑えて、後で買収するというふうな話も聞きますんで、そういうような部分で検討していくべきものかなあと思っております。県のほうにも、今まで農業委員会でそういうふうな話は出てきとらんのかなと。困ったことが出てきていないのかなというふうに思いますが、農地であって農地を形状変更する場合は別に問題ないんですけど、農地を宅地に変えて、その周辺の農地が利用しづらようになってくるんやったら、ある程度の規制は必要かなと思いますが、いかがですか。

○議長（中松和彦君） 中川課長。

○農林水産課長（中川 啓君） 今回、ご指摘される案件につきましても、隣接する農地の所有者にも同意を得ておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 私が、周辺の農地の方、地権者の方に言うたら、道が広がるんやったらええなあ、自分の土地は出しますよというふうな返答はもらっておりますが、それが進められていくと、やっぱりその周辺の管理にも支障が出てくると思ますんで、その辺は農業委員会などでちょっとこういうふうな事例が出てきよんやというふうな部分を農業委員の方に示してもらおうような方策、内容を考えていく必要性はあるのかなと思ますが、いかがですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員のご指摘でございますけれども、今回の転用案件は農地が今より不便になるわけではありません。里道は、現状で確保されて、しかも里道の払下げを行う分は付け替えで、新たな里道をつけていただくことになっております。安井さんのおっしゃるように、奥側の農地に行く里道は全部広げなあかんやないかと、そういうことになると、例えば五、六十坪の小さな宅地を買って家を建てようと思しました。しかし、左右に里道があって、それぞれの里道で先に農地があって、その里道を使わなその農地に行けんとしたら、両方で2メートルぐらいの幅で、その土地が取られるわけです。



もう家建ちませんよね。ですから、1つの案件でおっしゃるのではなくて、規制をする場合は全体の案件でいろんな問題があるわけですから、一概に規制をすることはできないというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 小さな建物というか、宅地になる場合はそうかも分かりませんが、ある程度大規模な開発をするんだったら、その辺は何平米以上はそういうふうな規制を設けるといふようなことも必要ではないかなと思います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 転用を申請されている方には、土地を無理やり出せという話になりますので、これは完全に転用申請されている方には不利益になります。なおかつ、この案件は奥側が耕作放棄地であって、しかも別のルートから道をつけられるんじゃないですか。それやったら、関係者が話し合っただけで道をつけるべきで、転用を申請された方に強制的に規制をかけて土地を出させるというのは、ちょっと筋が違うのかなというふうに思います。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 転用される方もお互いというふうな形でやるべき問題かなと思っております。その辺はどうですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） お互いに見ますと奥側の農地の方にとっては利益でしょうけど、転用申請している方にとっては、もう完全に不利益ですから、それを条例で強制することはできないというふうに思ってます。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 意見の相違があるというふうに考えますが、その地域の維持管理なりを考えていく中で、その周辺の土地が生きてくるような利用の仕方を考えていかなければならないと思いますので、よろしく考えてもらいたいと思います。

次に、保育園の利用要件等の対応策をということで、6月議会で教育長の答弁をもらいましたが、8月1日の全員協議会にて、小豆島中央病院の産婦人科のセミオープンシステムの導入が議会に示されました。

6月議会での教育長の答弁では、国の制度を待つという受動的な答弁であったと記憶しております。10月から準備を検討されているセミオープンシステムに対して、町が主導的に対応し、様々な問題が起こると想定できる利用者の不安を軽減するべきだと考えま

すが、町長のお考えを伺います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から保育所の利用案件に関するご質問をいただきました。

保育所、認定こども園については、就労、求職活動、就学、疾病、出産などの理由によって、家庭で十分に保育することができない保護者に代わって保育するため、乳幼児を受け入れております。

ご質問いただきました出産につきましても、家庭において十分に保育することができない理由に該当いたしますので、保育所への入所は可能であり、これまでも受け入れておるところでございます。

入所できる期間は、出産予定日の8週前の日が属する月初めから、出産後8週を経過する日の翌日が属する月末までとなっております。出産に伴う一時保育については、現在の制度で可能と考えております。

なお、国が進めるこども誰でも通園制度については、現在の保育所の入所要件が子ども・子育て支援法に基づき定められておりますので、来年の通常国会に提出予定の法案や国が来年度行う試験的な事業の動向を見て対応したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、出産がセミオープンの導入になるということで、それについては住民の方にはできるだけ不利益がないように、町としても支援制度を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 住民の方には、説明するというふうなことですが、役場のほうで想定できない問題などがあると思います。その辺は、あいにく会とか、そういうような分の会合を開いて、説明会を開いて、どんなことが不安ですかとか、そういうような分を聞く必要があると思いますが、その辺はどうですか。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） ご指摘の件につきましては、そのとおりだと思いますので、今後、あいにく会をはじめ、若い世代の方を対象にアンケートなど、聞き取りとかいろいろニーズの調査を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） アンケートだけじゃ、ちょっとあれやと思いますので、そういうような会合などに出て行って直接意見を聞く必要性もあるんかなと。出し合い話で言い

よったら、こんなこともあるというふうな形になってくると思いますんで、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、ナラ枯れ被害をどう対処するのかということで、全国的にもナラ枯れが報告されています。キャンプ場でナラ枯れによる倒木で死亡事例も報道されています。

最近、国道、町道に隣接しているところで、ナラ枯れの木が確認されます。倒木による人的被害を起こさないよう、どう対策が取られているのか、伺います。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員からナラ枯れ被害の対策についてご質問をいただきました。

ナラ枯れ被害は、全国的に拡大しておりまして、本町でも令和元年度に香川県内初となるナラ枯れ被害が報告されて以来、年々感染が拡大しており、全ての被害木に対応することは不可能な状況でございます。

ナラ枯れ被害は、高齢で太い樹木に多く、樹木を伐採しなくなったことにより、高齢で太い樹木が増えたことも大きな要因であると言われております。ナラ枯れ被害を受けた木は、本来、森林所有者の管理の下、伐採等がなされるべきであります。ナラ枯れにより森林景観が大きく損なわれるほか、枯木の倒木や枝の落下による通行人や家屋への被害だけでなく、送電線や道路などライフラインに被害を及ぼすおそれもあることから、本町におきましては、令和元年度から香川県ナラ枯れ防除対策方針に基づき、県の専門職員の協力を得ながら、景勝地である寒霞溪やライフラインに被害を及ぼすおそれのある箇所など、緊急性の高いところを優先的に、森林所有者の同意の下、防除事業を実施しております。

また、ナラ枯れ被害発生以来、人的被害が発生することのないよう、町のホームページ、各種会合でのチラシ配布などにより、啓発と注意喚起に努めておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 最近、国道を通っていると、赤色に染まった木をよく見ることができます。その辺、県のほうとも調整しているというふうな答弁でしたけど、私ちょっとその樹木に対して分からんのですけど、広葉樹は落葉してしまいますよね。ナラ自体も落葉すると。今、茶色に染まった部分に関しては、そこにあるというふうな、目印というふうな形になつてくると思うんですが、その辺落葉してしまつたらなかなか発見しづらいところもありますので、その辺はどういうふうな対応を考えているのか、お伺いします。

○議長（中松和彦君） 農林水産課長。

○農林水産課長（中川 啓君） ナラ枯れの発見の対策であります、毎年ナラ枯れの菌を媒介する虫が、6月から9月頃に飛び交いまして、県のほうで9月上旬ぐらいに、毎年航空写真を撮りまして、ナラ枯れの地点を全部追っていきまして、それで毎年把握しております。以上です。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） せっかく目印があるうちに対応するべきものかなと思います。言うたら葉っぱがなくなっていて、倒れてしまっただけからというんじゃ話にならんかなと思います。国道、県道、町道の脇にもそういうようなことが見受けられますので、その辺は関係機関と調整の上、対応してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中松和彦君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 道路管理の町道のほうのうちのほうと、国道、県道の県の事務所のほうと、また農水の関係のほうと情報共有しながら進めたいと思います。ありがとうございます。

（12番安井信之君「ぜひよろしくお願いします」と呼ぶ）

---

○議長（中松和彦君） 6番塩田洋介議員。

○6番（塩田洋介君） 失礼いたします。6番塩田でございます。本日は、1件質問をさせていただきます。

6月の議会において、町長から前向きな取り組みに対してのいろんな報告がございました。大変にうれしく、ありがたく思っております。御礼を申し上げます。

両備フェリーとの交渉ということでございます。両備フェリーとの交渉で、4便の運航ダイヤと所要時間75分の案を提示されて交渉されたということでございますが、可能であれば具体的な4便の運航ダイヤを公開していただきたい。

そして、両備グループが年間1億3千万円の赤字が発生するので、運航は難しいとのことの報告でございましたが、その赤字の根拠はお聞きになられているのでしょうか。

両備フェリーグループから難しいとの回答の後、同条件を四国フェリー側、今我々のほうには走ると意思がありますというふうにお聞きしている業者ですが、そちらに提案していただいたのでしょうか。もし、まだでしたら、ぜひ実行していただきたいと存じます。

現況の池田高松航路に影響のない運航ダイヤとして提示されたんだとすれば、可能性のある他の業者にも提示して可否をお伺いし、お願いすべきでないかと考えます。旧内海地

区の住民の切なる願いでございますので、ぜひそのところをお伺いしたい。

6月議会のときに、また同じくして高松の現在の2航路、土庄、池田の2航路に関しまして、キャパシティに余裕があるとの見解を示されましたが、その根拠はどういうことなのか、お示しをいただければというふうに思います。

あと、福田姫路航路に関しましても、いずれにしても航路は企業のものでありますから、業者頼みでしかない状況でございますが、業者側に具体的な再開の見通しがあるのかどうか、もし不可能な場合は小豆島町としてどのような対策をお考えか、お伺いをしたいと思いません。

そして、全島的な部分ということで質問のタイトルに掲げておりますが、大部日生航路に関しても土庄町だけの問題ではなく、休止になるということであればいろんな部分で問題かと思えます。以前、ここには書いてございませんが、昔お遍路さんが多かったときに、そういう受入れのことも含めて大部の航路が開設されたというふうにお伺いしておりますが、現在はそういうのが非常に少なくなっておりますけれども、全島的な部分で考えますと両町で全航路を島全体の問題として協議をし、また両町民にも問題提起をして議論をすべきであり、島の産業構造、さらには島の将来にも関わってくる重大な案件と思われませんが、いかがでしょうか。

そして、喫緊の2025年、大阪・関西万博、瀬戸内国際芸術祭に対して、いかほどの来島者を見込み、その交通インフラをどのように整え、対応するおつもりかをお示しいただきたいと思えます。質問は以上です。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 塩田議員から航路に関する質問をいただきました。

まず、6月議会で申し上げた草壁高松航路4便の再開案でございますが、細かな値になりますので、後ほど企画財政課長から答弁をさせます。

次に、両備グループから示された1億3千万円の赤字の根拠でございますが、両備グループが草壁航路を継続した場合のシミュレーションをしております。売上げについては過去の乗船実績を参考に2億7千万円程度を見込み、経費では減価償却費、人件費、燃料費等の想定コストに基づき、4億円程度を見込んでおります。結果として1億3千万円程度の赤字になると予測されております。しかしながら、昨今の人口減少や燃料費の高騰を考えると、赤字額はさらに大きくなるのではないかと考えられます。

次に、4便の運航ダイヤ案を四国フェリーへ提案したのかとのお質問でございますが、これまでの議会で繰り返し答弁しておりますように、四国フェリーの社長は、草壁高松航

路は採算面においてやってはいけない航路と明言されておりますし、また4便の運航ダイヤ案は、いわゆる30分ルールに抵触する案であると同時に、元の草壁航路のダイヤで、現在は池田航路で使われているダイヤを含んでおりますので、両備グループの了解が得られない限り、他の事業者には提案できるものではありません。

さらに、福田姫路航路のダイヤ復活に向けて、4月24日に四国フェリーの社長へ要望書を提出し、面談した折にも草壁航路は私に言われても仕方ないと明言され、今は船員が不足し、草壁高松航路どころの話ではなく、とにかく会社を上げて一日も早く福田姫路航路を元のダイヤに戻したいと申されておりました。

なお、福田姫路航路のダイヤ復活につきましては、船員の確保が進み、現在は船員の訓練中であると伺っておりまして、町の方からもできるだけ早い復活をお願いしておるところでございます。

次に、池田高松航路、土庄高松航路ともに輸送キャパシティーに余裕があるという根拠ですが、令和4年の旅客定員に対する実際の乗降者数、いわゆる乗船率を申し上げますと、池田高松航路で11.2%、土庄高松航路で17.1%となっており、近年で最も乗船率の高かった令和元年、これ瀬戸内国際芸術祭の年であり、コロナ前の年であります。このときの土庄高松航路ですら、乗船率は23%程度にすぎませんので、小豆島高松間の輸送キャパシティーに相当余裕がある状況となっております。

次に、小豆島の航路問題における議論の場でございますが、走る、走らないを決める当事者である航路事業者が参加しない場、6月議会の中川議員への答弁でも申し上げたとおり、決める権限のない者が集まって議論するような場への参加はご遠慮させていただきたいと考えており、これまでも町や町議会から意見聴取の場へ出席要請をしたにもかかわらず、四国フェリーの社長は条件が整わない以上、議論協議の場には参加しないと明言され、条件を整えるのは、就航の会の皆さんであって、運輸局や県ましてや町にできることではないと言われました。

最後に、大阪・関西万博、瀬戸内国際芸術祭における来島者の見込みではありますが、宿泊キャパや飲食がどれだけ回復するかにもよりますし、学者でもコンサルでもない私が2025年の来島者を推計するところではありません。

ただ、目標としては、小豆島への瀬戸芸来場者ベースで、少なくとも過去最大の20万人、できれば25万人以上を目指していきたいというふうに考えております。

交通インフラのうち、航路についてはキャパシティーが十分あることに加え、香川縣市町長会議の場において、池田知事から関西からの新たな航路を検討したいとの発言がなさ

れており、県が主体となった海上交通の整備を期待しております。

また、陸上交通の充実を図るため、民間と協力して、電動バイク、電動自転車など二次交通の整備を進めていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、4便ダイヤの詳細は企画財政課長から答弁させます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、草壁高松航路の再開案のダイヤについてご答弁をいたします。

まず、草壁港7時45分発を始発といたしまして、これは主に通院、あるいは買物の皆様の時間帯を意識したものでございまして、2便目が11時40分、3便目が14時50分、最終便が19時の案でございます。

逆に、高松港からでございますけれども、1便目が9時20分、2便目が13時15分、これは通院、買物が終わった方の帰りの時間を意識したものでございまして、次に3便目が16時25分、最終便が20時30分の案でございます。休止となっている旧ダイヤ、あるいは現在の池田航路で使われておりますダイヤを意識しながら作成したものでございます。

なお、草壁高松間の所要時間につきましては、現状を鑑みまして75分を想定してございます。

最後に、町長の答弁にありましたように、このダイヤはいわゆる30分ルールに抵触するダイヤ案でございますことから、香川県離島航路事業協同組合の了承が得られない可能性が極めて高いことを申し添え、答弁とさせていただきます。

○議長（中松和彦君） 塩田議員。

○6番（塩田洋介君） 詳細なご答弁ありがとうございます。

池田航路にも影響するという4便の運航ダイヤをお示しいただきまして、当然30分ルールにも抵触するというようなことであれば、外には持ち出せない運航ダイヤかなと思います。両備さんならクリアできるかなという部分で出されたんだと思いますが、根本的な解決にはならないと思います。

この両備さんに対してお話をしに行ったということですが、田邊氏というトップでない方の対応ということでお聞きしております。やはり、両備さんは小嶋会長のトップダウンの会社であるというふうに我々は認識しておりますので、そこまで話が持っていけるような、何か起死回生の部分を持っていただきたいと思います。

せっかく、こうやって両備さんに交渉していただいても、可能性の低い部分、それから

可能性の低い交渉の仕方であったのかなというふうに類推いたします。これは、非常に残念な部分でもあります。ぜひ、この姿勢を維持していただいて、新たに船が走らせられるような、とにかく旧内海地区の住民の方はいまだに困っておられます。そういった意味で、町長のご努力をお願いしたいと思います。

それと、池田土庄航路の2便のキャパシティにゆとりがある、パーセンテージで見るとそういうことかもしれませんが、やはり利用客というのは利用する時間、これは業者がまたそれだけの船と船員を確保しないと同時にたくさんの船を走らせることはできないと思いますが、そういった部分で数字的に見ればキャパに余裕があるというふうに判断されると思うんですが、それはある意味詭弁であって、必要なときに必要な船に乗れなければ、やっぱり来ない。それとともに、もちろん行政の責任でも何でもありませんが、これだけホテルが減り、宿泊施設が減り、そして飲食店が減少している中で、どうやって島に人を呼び込んでお接待、対応ができるのかという部分も非常に危惧するところがございます。

そういうところを全般的に行政として、行政が責任を持てるものではないというような言葉ではなくて、どうすればじゃあそれをクリアできるのかということを経産業界、商業界ともに一緒に議論をして、解決策を探っていただきたいというふうに思います。行政だけでできることでもございません。産業界、商業界だけでできることでもございません。それぞれの皆さんが困っている部分でございますし、これから人口減少がどんどん進んでいくだろうと。人口減少が進めば、産業界も企業が成り立たなくなる。そういう中で、また2024年の輸送の時間制限等々、労働時間の管理ということで非常に難しい問題が出ております。姫路航路が回復すれば、また多少は条件は違いますが、とにかく今の時点では島から移動したトラック運転手が帰りの便がないというようなことが懸念されます。そういうことも含めて、土庄町とも含めて一緒に議論し、議会も土庄町議会と小豆島町議会で議論し、いろんな意見を交換して、島全体のことをこれからやっていく必要があると思います。

町長も常に申されておりますように、土庄町と常にいろんなことを協議して、物事を進めているということもございますので、これを全島的な部分に広げていって、やはり将来の両町合併というようなことも含めて、地ならしができるような方向性に持っていただければと思います。

船の問題は、今のところ非常に残念な部分ではございますが、新たな方法をぜひ考えていただきたいと。我々は、船が走るまでいろんな模索を続けていきます。それが、我々の



使命だと思っておりますので、また町民も旧内海地区の住民もそれを望んでいると思しますので、その点をご理解いただきまして、質問を終わりたいと思っております。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 反問権を使わせてもらいたいのですがよろしいですか。

○議長（中松和彦君） 許可します。

○町長（大江正彦君） すいません、就航の会の皆さんが両備の内海フェリーの買収と池田航路の増便については、独占禁止法に引っかかるということで、公正取引委員会に申出されたと聞いておりますけれども、その結果はどうだったんでしょうか。

○議長（中松和彦君） 塩田議員。

○6番（塩田洋介君） 一般的な部分では申し上げておりませんが、就航の会で開きました総会の段階で役員の皆様にはお知らせをいたしました。

6月30日に、公正取引委員会から、この案件は検討するに、言葉はちょっと違うんですが、検討するに値しない案件であるので却下するというか、受け付けないというような形の答弁がございました。これは、我々の質問内容に対しての全く答えになってない我々は捉えております。ですから、まだまだいろんな角度から公取に対しても、国交省に対してもそういう部分のお伺いを進めていくことで、今、事を進めております。あまり公取がどういう結果を出すにしても、それが船を走らせるとか、走らせないとかということに直接結びつくことではございません。我々が進めている中の一つの法律的な部分で公正取引委員会にその裁定をお願いした部分でございまして、公正取引委員会としてはそれは裁定するに当たらないという、それ以前のことで門前払い的なことをされまして、我々としては非常に心外でありまして、一時町長に公取の部分で裁定が出たらどうなんだという質問もさせていただいた議員もおります。そういった部分で多少の失礼はあったかと思いますが、その部分に関しては我々もコメントのしようがないという状況でございますので、改めてここでご報告させていただきます。以上です。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） その結果というのは、署名をいただいた方々にはお知らせしたんでしょうか。

○議長（中松和彦君） 塩田議員。

○6番（塩田洋介君） 直接はお知らせはしておりません。その役員の方を通じて、いろんな形で地域に知らせていただくという形で、役員総会という形で表明をいたしましたということです。

○議長（中松和彦君） 反問権は以上でよろしいですか。

○町長（大江正彦君） はい。

（6番塩田洋介君「以上で質問を終わります」と呼ぶ）

---

○議長（中松和彦君） 5番羽田満議員。

○5番（羽田 満君） 5番羽田です。よろしくお願いします。

私のほうからは、2点お尋ねをさせていただきます。

1点目が、公共施設、公民館等の使用料等の減免についてということで、使用料の減免についてはどのようになっているかと、今現状はどうなっていますかということと、小豆島町文化協会、スポーツ協会、それぞれあるんですけれども、令和4年度の減免しなければ徴収した使用料の合計額は幾らでしょうか。というのは、聞くところによりますと、現在の減免対象先を含めて、使用料等の減免の見直しを検討しているようではありますが、現状はどのようになっていますか。

町は、活気ある地域を目指して、各団体の活動を奨励していると思いますが、使用料の負担増が理由で各団体が施設の使用を制限するところもあるのではないかと。使用料の減免の見直しを真摯に検討していく必要があると思うが、どのように対応していきますか。よろしくお願いします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から公民館等の使用料の減免についてご質問をいただきました。

公民館や体育館といった各種公共施設においては、条例で使用料及び使用料の減免を定めております。

町の関連団体や行事、また町文化協会、町スポーツ協会、子供会、スポーツ少年団に所属する団体等から申請を受け、必要があると認めるときは減免としております。

活動団体の負担を軽減することを通じて、これらの活動の推進に寄与してきたものと考えておりますが、減免基準の統一化がなされておらず、受益者負担の明確化と公平性の確保が十分図られていない問題があったことから検討するように指示をしております。

詳細については、担当課長に説明させます。

○議長（中松和彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） ご質問にあった減免した使用料の合計額については、文化協会、スポーツ協会等に対して請求書を発行していないため、正確な金額は算出できて

おりませんが、減免した総額は概算で把握しております。

令和4年度の使用料決算額については475万9千円ですが、令和4年度減免分使用料の概算合計額は約690万円となっておりますので、使用料全体の約6割を減免している状況となっております。

昨年からの電気代の高騰、各施設老朽化による施設の維持管理につきましては、受益者負担の原則により利用者の応分の負担は必須であり、あらゆる視点からの課題を課内で協議を進めてまいりました。

このため、今年4月に検討資料の情報収集として、減免申請をしている団体に、この1年間で減免基準の見直しをしていきたい趣旨の文章を発送いたしました。あくまでも、所管課としては、情報収集の意図でしたが、減免を取りやめるという意味に捉えた団体も多かったようで、様々なところからご意見をいただいたことにはおわび申し上げます。

羽田議員のご質問にあるように、利用団体が活動しやすい施設整備を今後も行っていきたいと考えております。そのために、各団体に団体の収支状況であったり、施設利用状況のアンケートを取り、活動実態を把握してから基準の見直しをする予定としておりますが、急な変更とはならないよう、丁寧に進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 減免については、町長は必要と認めるということで減免をされております。それを踏まえて、公平性の確保を図る一環として減免の見直しを考えていると。公平性の確保です。どの部分が公平性が確保されていないと判断されたのでしょうか。

○議長（中松和彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） この公平性の部分につきましては、今現在、子供団体、子供会であったりとか、スポーツ少年団、これについては町長も子育て支援を上げてますので減免しております。社会人にとってスポーツ、テニスコートであったり野球をする、サッカーをする。この大人の団体については、通常当然使用料で条例を定めておりますので、使用料をいただいております。一方、文化のほうにつきましては、文化協会の事務局をこちら生涯学習課が事務局を所管していることもあって、年会費の文化協会の会費とかを取ってる関係上、過去から活動についての減免をしている現状がありました。

ただ、生涯学習といたしまして、一般の成人の方たちが利用するにおいて、スポーツを選択すると全て使用料は条例どおり払ってますと。文化を選んではる方については、減免が全てではないですけれども、減免が多い状況ということがありますので、同じ成人の生涯

学習を活動する中での、その公平性。体育を選んでいるのか、文化を選んでいるのかというところに差異がある。これについて、今後協議して、検討して結果を出していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ここに、申請団体の皆さんへという書類があります。この中で、今先ほど課長が回答いただきましたスポーツと公民館等の部分では、公民館のほうが多いと今おっしゃったと思いますけど、そのバランスが悪いと。バランスを考慮してということです。スポーツ団体13ですね。スポーツ協会に加盟しているのが13。文化協会60。ほいで、活発にしとるところは、スポーツのほうが多いかも分かりませんが、そこもバランスを考慮してというような文言は、これいかなものかと。この申請団体というのを、結局理由もなしにやめていくんです。申請。免除団体を引き下ろしていくんです。どういう形で持っていくんでしょうか。私には分からない。

それと利用料、利用料というのは使用料と経費ですよ。利用料。使用する1時間を借りたら幾らというのと、経費的な電気代とか、公民館でね。別にいただいております全部の分やと思いますけれども、そこも含めた収入額ですよ。決算で出とるのはね。分かります。

私が言いたいのは、先ほど町長もおっしゃられましたけれども、丁寧に進めていくということは、確かにやってもらわないかんことですが、いきなり話を持って行って、もうやめますよと。申請団体の方に対しての、この様式ですよ。統一基準を決めていくという形じゃなしに、見直しを進めるんだと。今現在、申請を受けて免除団体にしとるところは、もう来年から取るよという文言ですよ。違います。

○議長（中松和彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） その文書についての、確かにきつい文字では、先ほどの答弁のとおりおわび申し上げたところですが、一貫して今言ってるのは、利用する。例えば、テニスコート。テニスには2人でシングルだけでもできますし、4名でもできます。大体多くは6から8ぐらいが使ってるところが多いです。野球については、9人対9人で18人が使ってますと。文化のほうについても人数がありますと。

私どもが、今スポーツと文化の負担というところを考えたときに、先ほども答弁にもしましたとおり、今から把握をしていきたい。各団体の収支状況を把握したい。これは何かと言いますと、やはり生涯学習をしていく上で、お一人が例えば野球であったらバットもボールも買いながら会場使用も支払っていただいています。テニスについても、テニスボールを買いながら会場使用も使ってもらいます。これについて、1人当たりが生涯学

習について幾らぐらい会費として出しているのだろうか。それは、文化についても同等で、いろんな文化の活動がありますから、非常に高価なものもあるでしょうし、安いのもいろいろあると思いますけれども、その中で会場使用料が取ることによってどういった影響が出るかということ、今後調査をしていって、そのスポーツと文化のところのすり合わせを今後していきたいということですので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 町長さんは、この件に関しては進めていくべきと——町ですから、一緒ですから——と考えとんでしょうか。見直しを進めていくと。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 公平性の観点から見直しは進めていくべきというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 丁寧に議論を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから2つ目ですが、介護予防支援ボランティアの活動状況についてお尋ねをいたします。

介護予防支援ボランティア活動の現状はどのようになっていますかと。このボランティアになるのについては、オリーブ健康塾の受講者の修了者でなければならないようですが、受講者、ボランティアは順調に増加しているのでしょうか。

昨今、介護が必要になるのではないかと心配になる対象の方が、私の近隣でも増えてきている実感があります。今は、民生委員、町をはじめ、地域の一部の皆さんとの連携で支え合っているのが現状であると思います。必ず対象者が増えていく中でというのは語弊があるんですが、増えていくであろうということで、介護予防支援ボランティアに多くの町民の皆さんに関心を持ってもらい、活躍していただくことが必要ですが、介護予防支援ボランティアの募集等に自治会も含めて地域一体となって取り組めるように、町でもっと奨励していくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から介護予防支援ボランティアについてご質問をいただきました。

介護予防支援ボランティア制度は、高齢者をはじめとする住民が、ボランティア活動を通じて社会参加、地域貢献を行うとともに、自身の健康づくり、介護予防を推進すること

を目的として、平成 22 年度から導入した有償ボランティア制度でございます。

議員のご質問の中にありましたオリーブ健康塾は、介護予防支援ボランティアを養成する講座として年 2 回程度開催しており、主にボランティア活動をするために必要な基礎知識を学んでいただいております。本町では、制度導入から継続して開催することによって、着実に受講者を増やしてまいりました。

また、受講者のほとんどが介護予防支援ボランティアとして登録されている状況にあり、町内各地で高齢者等の見守り訪問や買物、ごみ出し支援、高齢者の通いの場であるサロンの運営等に携わっていただき、住民同士のつながりづくりや支え合いづくりの仕組みづくりにご尽力をいただいております。

さらに、令和 4 年 7 月には、介護予防支援ボランティアの活動意欲向上のため、活動に対して付与する評価ポイントを増額するとともに、対象年齢を拡大し、制度のさらなる推進を図ったところであります。

議員ご指摘のとおり、高齢化の進展によって、少なからず支援や介護が必要となる高齢者はさらに増加していくと見込まれます。町として、地域での支え合い活動に大きく寄与する介護予防支援ボランティアの育成を継続していくとともに、自治会をはじめ、民生委員、老人クラブ等、地域で活動されている各種団体との連携を図りながら、そこに住む住民が一体となって高齢者を支える地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、介護予防支援ボランティアの現状など、詳細は担当課長から説明させます。

○議長（中松和彦君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 私からは、介護予防支援ボランティアの養成及び活動状況等についてご説明いたします。

まず、町主催の介護予防支援ボランティア養成講座オリーブ健康塾の受講状況ですが、平成 22 年の制度導入から、これまでに延べ 545 名の方が受講されており、感染症等の影響で開催できなかった年を除き、毎年 20 名から 30 名ほどの方に受講していただいている状況でございます。

1 回につき 5 日間の講義を受講された後に、ほとんどの方が介護予防支援ボランティアとして登録されておりますが、制度開始より 10 年以上経過したことから、高齢等の理由で登録解除された方もいらっしゃいますので、現在の登録者数は本年 8 月末時点で 355 名となっております。

活動の内容は、見守り訪問、買物やごみ出し支援、配食サービスの配送、また介護予防グループ活動の企画運営などがございますが、個別に相談を受けて地域包括支援センター

からボランティアへ橋渡ししたケースでは、買物のお手伝いや定期的な見守り訪問が主な依頼となっております。

また、介護予防支援ボランティアとして活動した場合、その実績に応じて評価ポイントを付与し、たまったポイントは1ポイント当たり1円で換金することができます。先ほど町長が申し上げましたが、現在活動中のボランティアをはじめ、登録はしたものの活動を留保しているボランティアの活動意欲向上を図るため、令和4年7月から1時間当たりのポイント数を100ポイントから300ポイントに、また上限を年間1万2千ポイントから2万4千ポイントに引き上げたところでございます。

さらに、ボランティア自身の高齢化が課題となってきたこともあり、より幅広い年齢層に活動していただけるよう、それまで65歳以上としておりましたボランティアの対象年齢を16歳以上に拡大し、若い世代が所属する婦人会、あいいく会などの各種団体や、小豆島中央高校へも制度等の周知を行っております。

現在、65歳未満でボランティア登録されている方は、僅か23名でございますが、オーブ健康塾の受講者は徐々に増えておりますので、引き続き若い年齢層への周知啓発に力を入れて取り組みたいと考えております。

高齢化率が約45%と、ほぼ2人に1人が高齢者である本町におきましては、支え合いの輪を広げ、ともに力を合わせて助け合う共助の力を高めることがますます重要になってまいります。より多くの方に介護予防支援ボランティアとして地域で活躍していただけるよう、募集方法等をさらに検討してまいりますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございます。

1つ案なんですけど、各地域、各自治会における高齢者世帯とか独り暮らしの世帯数を参考に、ボランティアの目標人数を各自治会とか地区にお願いをして進めていくのも一つの手かなと思いますので、参考にさせていただけたらと思っております。

それと、介護予防ボランティア制度で、先ほど町長も言われておりましたがポイントを倍増したということでございますけれども、ポイント換金人数ですか。令和4年で142人ということですが、355名おってということは、埋もれた人材がまだ結構おるということ、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（中松和彦君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 先ほど、答弁で申しましたように、ボランティア登録

されている方は実際 355 名おいでます。ただ、毎年その方に活動の意向調査をさせていただいておまして、355 名のうち、実際今年度につきましては 173 名の方が活動できるというお話をさせていただいております。4 年度につきましては、同数ぐらいただと聞いておりますけれども、実際埋もれているといえますか、なかなか登録はしたものの活動までに至っていないという方、そういう方がおいでますので、昨年からポイント数を増額いたしまして、その辺の活動意欲向上を図ったところでございます。

○議長（中松和彦君） 羽田議員。

○5 番（羽田 満君） せっかく倍増してますんで、大きく広報して、ボランティアが倍増することを望んでおります。以上で終わります。

○議長（中松和彦君） 暫時休憩します。再開は 11 時 10 分とします。

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前 11 時 09 分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中松和彦君） 10 番谷康男議員。

○10 番（谷 康男君） 10 番谷です。質問します。

まず、1 問目ですけども、平成 23 年度から小学校 5 学年、6 学年に外国語活動が必修となり 12 年が経過しました。くしくも 10 年前の 9 月議会で一度質問させてもらったことがあります。

当時の教育長によりますと、小学校第 5 学年、6 学年に外国語活動が必修となり、このことはグローバル化が推進する今日にあって必然的であるとともに、日本における小学校教育にあっては画期的なこととありますとの答弁をいただきました。

そこで、8 月 1 日の四国新聞に、英語「話す」正答率 12% という記事、4 年ぶりの全国学力テストの結果、中 3 英語で「話す」の全国平均正答率が 12.4%にとどまり、前回より 18.4 ポイント下がったとあります。小豆島町としての現状は。

それから、小豆島は今後観光が重要な産業となり、特に海外からの観光客の誘致も重要な課題となります。そこで、小・中高一貫教育の中で英語教育の重要性が高まろうと思うが、町としてどのように対応していくのか、質問します。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 谷議員から全国学力・学習状況調査の現状と英語教育についてご質問をいただきました。



今後、小・中高一貫教育の中で英語教育の重要性が高まるという点につきましては、ご指摘のとおりで、全く同じ認識でございます。

全国学力・学習状況調査いわゆる全国学力テストは、児童・生徒の学力、学習状況を把握、分析し、教育施策の課題の検証や改善を図るため、毎年小学校6年生と中学校3年生を対象に実施しております。

中学校3年生の英語につきましては、今回4年ぶりの調査となりますが、読む、書く、話す、聞くの4つの技能で出題されます。

このうち、特に書くと話すの技能に課題が見られ、議員ご指摘のとおり、全国の平均正答率が2019年度より大きく下がっており、本町においても同様の結果となっています。

この結果から、短い情報を正確に聞き取ったり、事実と考えを区別して読んだりすることはできる一方、文章の概要を捉えたり、社会的な話題について、自分の考えや理由を表現することに課題があるというふうになっています。

本町では、従来から外国語指導助手（ALT）や外国語活動支援員を配置しておりますし、令和元年度からは定数配置の中で、小学校の英語専科の教員も配置されており、小学校外国語や中学校英語においては、質の高い授業を目指すとともに、幼児期や小学校低学年から外国語に触れることができるように努めています。

また、中学校の英語科教員が小学校教員と連携しながら、町内4小学校の外国語指導も担当することで、専門性を発揮した授業を4小学校で共通実践しています。しかし、今回の結果を踏まえると、新たな取り組みが必要であると痛感しております。

これまでのように、英語教員を支える施策だけではなく、本町の英語教育を引っ張っていく人材の確保が課題だと思います。

小豆島中央高校では、熱心な英語教員により英語教育に力を入れていると聞いておりますので、小豆島中央高校との連携、情報交換に加えて、地域おこし協力隊での人材募集、外国語指導助手の増員についても検討したいと考えております。

生徒自らが積極的に英語に取り組めるような新たな環境を確保し、グローバル化の進む社会において不可欠である英語力を身につけることができるよう、小・中高において一貫した英語教育の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 谷議員。

○10番（谷 康男君） 教育現場としての努力は非常にされていると思います。よその地域がどうなんか分らないですけど、非常に小豆島町としてはよくやられていると思うん

ですけども、その中でやはり実を結んでこない。何が原因なのか。文科省の指導要領に沿ってやってるといのが、もう一生懸命じゃないかと思うんで、それ以上に小豆島町はできてると思うんですけども、学力テストの中でアンケートもあったようですね。

その中で、英語が好きと答えた中学生の割合が前回より減っていると。ということは、文科省が指導して、それに沿うと勉強が嫌いになるということなんかな。そういったところで、幼児も含めてという先ほどもお話ありましたが、やはり英語が身近に好きになれるような、逆に言うたら文科省の指導要領の中に入って必須となったがために、先生方が詰め込むとか、テストを行うとか、そういうことで本来の楽しむ英語から負担になるような英語。もっと5年、6年じゃなくて、保育所、幼稚園の頃から簡単な英語に親しめるようなものになってほしいと思います。

たまたま、私この間直島のほうに研修に行かせてもらったんですけども、平日やったからか夏休み中だったからか分かりませんが、非常に外国の方が多い。ほぼほぼもう夏の暑い盛りでしたから、昼間外を歩いているというたら外国の方しかいないぐらい外国の方が多かった。その中で、各施設の中で英語が話せる職員というのではなくて、職員全部が英語がしゃべれるというような施設が、ほぼ全部ありました。だから、小豆島においても、今からそういった形でインバウンドとか、観光に携わる人材をつくっていくためにも、もっと英語に親しめる、どうしたらええかというのは、僕もよく分らんのですけども、子供たちが英語を楽しめるような教育環境をつくっていただきたいと思います。

町長にも質問なんですけど、今後英語に対して町長はどのようなお考えがあるか、お聞かせ願えますか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 谷議員おっしゃるように、英語教育は本当に重要だなという気は私もしております。就任してから教育の見直しの中で、英語に力を入れようということは教育委員会のほうに申し伝えてあります。

ただ、具体的にどうやったらいいのかという点については、やっぱり先進地の視察なり何なり研究させていただいて、できるだけ効果が出てくるような教育を目指したいというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 谷議員。

○10番（谷 康男君） これ非常に思いつきで申し訳ないんですけども、この質問をするに当たってちょっと調べたんですけども、神戸市のほうにインターナショナルスクールというのが5校あります。これは、当然全てが私立なんですけども、せっかく神戸とかと

包括連携やられとんで、そういうところとの交流ができるのかできないのか。それから、インターナショナルスクール、もしくはアメリカンスクールのカリキュラムがどういうふうなカリキュラムになっているのか、そのあたりを一度研究していただきたいなと思うんです。今後、どうしろこうするも、私ももちろん英語もしゃべれませんし、どうしたらいいかというのはちょっとよく分からないので、だからお互いにそういった形で保護者の方も巻き込んで取り組んでいただきたいと思います。答弁は必要ありません。

次の質問に行きます。

島外出産ということ、前回小豆島中央病院からそういうお話をいただきましたが、小豆島中央病院での出産が一部の事例を除いて実質できなくなる。そんな中、町として援護というのが援助というのか分かりませんが、どういったことを検討しているのか。

また、1つの提案ですが、島外で出産する方の宿泊なり宿の確保として、町によるマンスリーマンション、もしくはウイークリーマンションの借り上げというのは検討できないのか、そこを質問させていただきます。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 谷議員から島外で出産する妊婦に対しての支援策についてご質問をいただきました。

セミオープンシステムについては、現在、香川大学、香川県立中央病院、小豆島中央病院、香川県、小豆2町で小豆圏域周産期医療検討会を立ち上げ、その中で対象要件や事前滞在期間等についても再検討を進めております。したがって、10月としていた妊婦への説明開始時期を、来年1月からに延期することが決定しております。

セミオープンシステムを利用して島外で出産する場合、事前に連携医療機関近隣での滞在が必要となりますが、滞在先については妊婦やご家族の状況、またご意向により多様なニーズが想定されることから、妊婦ご自身でご準備いただきたいと思いますと考えております。

町としては、連携医療機関近隣の宿泊施設やウイークリーマンションのご紹介と滞在費用の補助を行うことで負担軽減を図りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（中松和彦君） 谷議員。

○10番（谷 康男君） そのところの金銭による滞在補助という部分が、ケースによって公平でなくなるというふうにとられる可能性はないのかなと思うんですけれども、施設を町なりその中で確保して、そこへ入るか入らないかというほうが、私としたら公平でないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 町のほうで施設を準備したほうが公平ではないかというご質問でございますが、先ほど町長から申し上げましたとおり、妊婦の方についてはいろんなニーズがあると思っております。お一人で滞在される場合、それからご家族と一緒に滞在される場合、それからマンションであるほうがいいのか、ホテルのほうがいいのかというようないろんなニーズがあると思しますので、それぞれのニーズに沿った宿泊施設を準備いただけるようにご紹介等を行っていきたくと考えております。

滞在費用につきましては、宿泊費、それから交通費等を考えておりますが、そちらにつきましても議員の皆様、それから先ほど安井議員からご指摘がありましたように、あいにく会等でご意見をいただきながら土庄町と協議を進めていきたくと考えております。

○議長（中松和彦君） 谷議員。

○10番（谷 康男君） だから、補助とか援助とかという中で、それだけのニーズで皆さんに公平な形がどうというのが一番公平かというのは、ちょっと僕もよく分からんし、もうちょっと勉強しなくちゃなんのですけども、1つだけお伺いしたいんですけども、小豆島中央病院という一つの組織があつて、両町があります。産科のお医者様がいなくてこうなつたと。両町が負担すべき住み分けといいますか、そのあたりは中央病院という企業団があつて、そこで出産できないから高松へ行かないかん。高松行くんに対しては、両町が負担しますと。そこらの責任の分担というのを教えてほしいんですけど。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 責任の分担と申しますか、小豆島中央病院の産科医の退職によりまして産科医の確保が難しくなつたというのが、今回のセミオープンシステムの導入の一端であります。

その産科医の確保という観点では、小豆島中央病院、それから小豆2町で確保に向けて努力してまいりましたが、結果として現在のところ確保できていない状況にあります。セミオープン導入後、高松に行って出産していただくということになりますので、その点に関しましては両町、町の行政のほうで補助制度を創設して補助していくということで役割分担をしております。以上です。

○議長（中松和彦君） 谷議員。

○10番（谷 康男君） ちょっと分かりにくいところがある。だから、そのあたりで中央病院をやる中で、中央病院にかかる妊婦の方が両町も入ってますからあれですけども、中央病院の都合で高松で出産する。そのときの費用は、町が見なくちゃなん。そこらが、

ちょっと住み分けが分かりにくい部分があるんですけども、どちらにしろきちっとそういったところのすぐ短絡的にこうなったら町が、ああなったら町がということで、非常に町に対する負担がどんどん増えていく。これ当然2町にあったものを1つのものにして、お互いの町が支えていくという、それはよく分かるんですけども、そのあたりのちょっと釈然としなないところがあるんですけども、そのあたりはどうなんですかね。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 中央病院は、医療行為を行って、その対価として医療費をいただくところであります。町としては、その医療行為をセミオープンで中央病院が行わないところまで中央病院が負担するというのはおかしい話で、我々としては住民福祉の観点から町が負担するのが当然住み分けとしては正しいというふうに思っております。

○議長（中松和彦君） 谷議員。

○10番（谷 康男君） 何となく分かりました。できるだけ早く、問題は産科医を確保するのが一番の課題ではないかと思うんです。それは確かに、るる産科医の数が少ないとか何とか、その状況はよく分かります。状況はよく分かるんですけども、もうこれが当たり前になって、産科医は1人確保したら済むんだと。次の産科医がもしいなくなったら、産科そのものがなくなるということになるわけですよ。だから、これはあくまでも経過措置であって、従来の総合病院としては産科医が2名以上いるということですので、今後は産科医を確保すべく、セミオープンシステムになったから後はええんやというたら、あと1人おったんがいなくなった場合困ります。そういった点も踏まえながら、今後検討していただきたいと思います。

○議長（中松和彦君） 副町長。

○副町長（谷本静香君） ご質問のあった産科医の確保なんですけども、今担当課長が申し上げましたように、従来おりました産科医が定年退職によりまして機能維持ができなくなったというのが今回の発端でございます。

1点ありますのが、今の産科医につきましては非常に高齢と申しますか、古い産科医になりますので、1人での分娩のオペレーションと申しますか、そういった対応ができる医師でございました。ところが、昨今訴訟リスクとか、非常に産科医については懸案が多いものですから、学校でも2人あるいは3人ぐらいのチームでの分娩というのが教育として行われておりまして、事実若手の医師は1人では分娩を対応することができないという状況になっております。

こういった中でセミオープンシステムという提案があったんですけども、一方で香川

大学、非常に後発の医学部を持つ大学ですので、十分に医師の供給ができないという背景もございます。当然ながら中央病院については香川大学に全て依存しておるような状況でございますので、香川大学の医師の派遣能力が上がらない限りは、なかなか確保は難しいという背景でございます。

ただ、セミオープンシステムというのは、非常に分娩環境と申しますか、お産の環境が変わってしまう制度導入になりますので、これをいかに緩やかに導入していくかというのも一つの課題でございます。これまで土庄町と協議しながら各方面にお願いしまして、少なくとも2年間、数年間は現在の分娩環境が維持できるような状況まで持ってくることができました。となりますと、セミオープンか、あるいは従来の分娩か選べるような体制が今後進んでいきます。ただ、将来的にはセミオープン一択という形になろうかと思えますけれども、その経過措置としてそういった環境も準備させていただく予定ですので、その中で制度設計、あるいは住民サービスの支援についても十分現実的に耐え得るような制度にしていきたいと考えております。以上です。

○議長（中松和彦君） 谷議員。

○10番（谷 康男君） 副町長の言われることも非常によく分かるし、ですから中央病院なら中央病院、両町も努力されているのは非常によく分かってます。だからその中で、我々議員とか住民が今後どのような形で協力していけるのか、当然中央病院というもの、病院がなくなったら困るし、そのためにああいう形で病院を維持した中で、どんどん科が減っていったというのは、我々が何をしたらいいのかというのが、また一つあるんですけども、そういったことも踏まえて、そういう情報を共有できるようなところで病院の現状とか、そういうようなものを住民の皆様にも説明していただきながら、今後できれば小豆島の中で出産、分娩ができるような病院にしていきたいと思います。以上です。終わります。

---

○議長（中松和彦君） 9番三木卓議員。

○9番（三木 卓君） 9番三木です。議長の許可をいただきましたので、私からは2つのテーマについて質問をいたします。

まず1つ目が、はたちのつどいを両町合同開催はできないかについて質問いたします。

我々の年代の成人式は、中学校や高校時代の友人に会えることがその醍醐味の一つでもありました。そんな中で、私は特に高校時代の友人と再会するということが楽しみの一つでありました。我々の時代というのは、小豆島高校と土庄高校2つの高校がありまして、

現在は小豆島中央高校に統合されて5年がたっている状況です。生徒の中には、土庄町側に多くの友人がいるという人も増えてきているのではないかなというふうに思います。当然その逆もあり、土庄町側の人からすれば小豆島町側に多くの友人がいるということも起こっているのかなというふうに考えております。

事実、私とある方から土庄町側に友人が多くて、成人式が少し寂しかったと、そういう声を聞いたことがあります。誰のためのはたちのつどいなのかということを考えれば、これまでどおりの開催方法には少し疑問を感じる点もございます。現状では、両町別々で開催しており、その運営方法も違うとは思いますが、はたちのつどいを両町が合同で開催することはできないか、今後の開催及び開催方法についてどのように考えているのか、質問をいたします。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 三木議員からはたちのつどいの両町合同開催についてご質問をいただきました。

将来的なはたちのつどいの両町合同開催については、既に土庄町と協議は行っております。課題としては、開催場所の問題があります。本町は、サン・オリーブでの開催、土庄町は、土庄町立中央公民館の開催であり、ともに保護者が参観できるようになっていますが、交互開催の場合、サン・オリーブでの合同開催は施設規模の都合上困難です。また、小豆島中央高校を利用する案もありますが、両町で合意できるのか、難しい面もあると思っています。さらに、肝心なことは二十歳の皆さん、これから二十歳を迎える皆さんの意向です。

ご質問にありますように、一緒に高校生活を送った土庄町の友達とともに二十歳を祝いたいという気持ちも分かりますが、これについては意見が分かれるところだと思います。既に、合同開催については参加者から賛否両方の意見をいただいたことがありますし、郡内の中学校卒業生の3人に1人が小豆島中央高校以外へ進学する現状もあります。

まずは、本年度開催のはたちのつどいの参加者にアンケートを実施する方向で、土庄町と協議をしたいと考えております。その上で、合同開催に賛成の意見が両町とも半数を超えるような状況であれば、これから二十歳を迎える高校生などにもアンケートを実施し、その結果を踏まえて判断したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 場所の問題等、どこでやるのかというのは本当に最後まで悩むこ

となのかなとは思いますが。

答弁の中で一つお聞きしたかったのが、賛否の意見があるというところで、既にいろいろアンケート等で意見を集めているとは思いますが、否のほうの意見って具体的にどういうのがあったのかなというのが。合同開催について、賛否の否のほうの意見ってどういうのがあったのかなというのをお聞きしたい。

○議長（中松和彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） 今年1月の成人式についても、小豆島町が終わってから小豆島町の成人の方が土庄の成人式のほうの開催に向かって、一部の成人者の方の中では盛り上がったとは聞いております。

ただ、その賛否のところですね。一緒にしてきていいというところと、ちょっとその場をみんなで、土庄だけで今開催している中によその町のが入ってきたというようなところも意見もありますし、やはり今教育長が答弁したように、中学校の卒業とかいう、高校も卒業してはいますが、今3分の1は島外へ出ているというような中で、はたちのつどいの後も中学校単位なのか小学校単位なのか、これは時代によって同窓会とかも開催してはいますが、その部分がある中で、そこまでの大きい単位をあまり望んでない声も聞こえているところが事実でございます。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 確におっしゃるとおりですね。そういう意見もあろうかとは思いますが。誰が主役なのかということを考えれば、本当に賛否もある中でどういうふうに今後の展開を考えていくのかというのは、やっぱり先ほど教育長もおっしゃっていただきました二十歳に実際になった方々、それからこれからなる方々の意見を聴取して、しっかりと全員が納得できるというか、楽しめるはたちのつどいにしていただけたらなというふうには思います。

それでは、2問目に移りたいと思います。

ドクターヘリの離着陸場所の追加整備を。

昨年12月の定例会で、大下議員の一般質問の中で、ドクターヘリの離着場所は12か所あるというふうに答弁がございました。また、課長は、消防本部からは遠隔地にある離着陸場所に砂じん等の飛散防止のため散水が必要な場合、散水完了までに時間を要するなど幾つかの課題があると伺っておりますというふうに答弁がございました。

ドクターヘリは、要請から10分もあれば到着するというふうに現在聞いております。ヘリが到着できるように消防団や自治消防に要請しても、十分な散水ができる時間的余裕



は、私も消防団に入ってるとして、10 分の間で招集かけて準備して水まいてというのは、もうかなり不可能に近いのかなというふうには思っております。

そうなってくると、散水せずに離着陸をしてしまうと、舞い上がった小石等がプロペラに当たったりして、飛行に支障が出る場合等もあって、搭乗員全員が命の危険にさらされるということにもなりかねないかなと思っております。そういうふうに考えていきますと、結局現状で使えているのがB&Gと池田港の2つのみになってしまっているのではないかなと考えております。

さらに、一分一秒を争う救急患者に対して、ドクターヘリが先に到着してしまっ、お医者さんがちょっと待ってしまっていると、そんな状態にすらなってしまうのかなと思いました。あと2か所から3か所、僕の勝手なイメージなんですけど、西村付近、それから橘、岩谷付近に1か所、それから三都付近に1か所ずつ整備された離着陸場所等があれば、その辺のロスタイムもぐぐっと縮めることができるのではないかなと考えております。

アスファルトで整備して、アスファルトで整備するだけでしたら誰かが勝手に車止めたりってということが起こり得ると思いますので、やはりなるべく入らないようにフェンス等を設置するなどというふうになっていくと、やはりコストが必ずかかってくる施策になるのかなと思えます。しかし、その整備によって守られる命、それから体の機能というのがあると思えますし、住民の皆様の安心と安全というのはさらに強いものになろうかと思えます。

そこで、2つ質問をいたします。

現状、ドクターヘリが先に到着してしまっ、お医者さんが待っているというような状況は起こっているのかどうか。

それから2つ目、住民のためにも消防署員と対話を重ねながら、どこにつくったらいいかとかいうところも含めて、ドクターヘリの新たな離着陸場所を整備することはできないのか、質問をいたします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 三木議員からドクターヘリに関するご質問をいただきました。

まず、1点目のドクターヘリが先に到着し、医師が待っている状態が起こっているのかというご質問についてお答えをいたします。

通常、ドクターヘリを要請した場合、患者の下に救急車、着陸場所に誘導のために消防隊が出動いたします。その後、救急車は患者を乗せヘリに向かうわけですが、ヘリ到着か

ら救急車到着までにかかなりの時間を要した事例が、運航開始から令和5年8月25日までの出動実績255件中15件あったと聞いております。

この場合、先に到着した医師は消防隊の車で救急車に向かいまして、患者が乗っている救急車と合流して、医師は救急車に同乗して治療を始めると聞いております。

また、ヘリの着陸場所については、ヘリを要請する時点で最短時間で医師と合流できるような着陸場所を選定していると聞いておりますので、ご質問にあるような医師が待ってしまっている状態についてはないと聞いております。

次に、2点目のドクターヘリの新たな離着陸場所を整備することはできないかというご質問についてお答えいたします。

香川県ドクターヘリの離着陸場所に関しましては、小豆地区消防本部が調査を行い、候補地を選定しておりまして、消防本部の情報では今年度橘地区において追加の申請を行っていると同っております。

新たな離着陸場所やアスファルト舗装等の整備につきましても、引き続き消防本部と協議してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 既に、もう1か所選定というか、検討に入っているというところは、本当にありがたいお話かなと思います。それから、これはもう勉強不足でありましたが、255件中15件ということで、かなり数は少ないとは思いますが、その分現状でできる、お医者さんが先に着いた場合は救急車のほうに先に向かってという形で、もう本当に最大限動けるレベルでの活動というか、救命活動していただいているのだなということが理解できました。

それでも15件あるってところが少なくなれば、本当にそれこそ私思うんですけど核家族化して、うちの母親もよく畑しとるんですけど、多分どっかで倒れて、誰も気づかれんとみたいなことが起こってくるんじゃないかなあとかかっていうのは、多分私だけじゃなくていろんなところでそういう不安を持っている方もいらっしゃるかと思いますので、1か所と言わず、次また2か所目、3か所目というところを検討いただければありがたいかなというふうに思います。私からは以上です。

○議長（中松和彦君） 暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午前11時45分

再開 午後0時57分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中松和彦君） 13 番鍋谷真由美議員。

○13 番（鍋谷真由美君） 私は、3 点について一般質問をさせていただきます。

まず1 点目は、マイナカード運用に伴う保険証廃止は中止、延期をとということです。

改正マイナンバー法が6 月に成立し、保険証の24 年秋廃止が決まりました。しかし、マイナンバーカードと一体化するマイナ保険証は、別人の情報とひもづける事例や病院窓口で保険診療ができない事例などのトラブルも相次いでおり、安全なシステムという前提は破綻しています。

先日、政府の総点検本部が公表したマイナンバーの誤ったひもづけに関する中間報告で、健康保険証を一体化したマイナンバーカードに他人の保険証の情報が登録されていた事例が新たに1,069 件確認され、既に判明していたものと合わせて8,441 件に上りました。公務員の共済年金や障害者手帳のひもづけの誤りも見つかりました。調べれば調べるほど深刻な実態が明らかになっています。にもかかわらず岸田政権は、2024 年秋の保険証廃止を変えようとしません。マイナンバーカードに誤ったひもづけが相次いでいることについて、首相はおわびしました。しかし、その後述べたのは、あくまでもマイナンバーカードを国民全員に持たせる方針です。普及の進め方に瑕疵があったとは思わないと反省がありません。保険診療に支障をきたしているから、世論調査で7 割を超える人が保険証廃止の撤回、延期を求めているのです。

その上、医療機関の窓口で保険資格を確認できなかつたり、医療費の負担割合が間違っていたりすることが耐えられません。マイナ保険証の運用は停止すべきです。首相が利点に掲げた転職の際の切れ目のない保険証の移行や重複投薬の防止は、現行の保険証やお薬手帳を使って実施されています。マイナカードに一体化しなければできないことではなく、まして廃止の理由になりません。マイナ保険証を持たない保険資格者全てに本人の申請なしで資格確認書を送り、有効期間を最長5 年に延ばすという方針は、新たな混乱を生むだけです。保険証を存続させれば不要です。必要となる資格確認書は、数千万枚と見られます。有効期限ごとに更新が必要です。業務を担う保険組合や自治体の負担は膨大になります。

そこで、お尋ねいたします。

町内でマイナ保険証の誤登録などの事例はあったのでしょうか。また、医療機関のマイナ保険証のトラブル、不具合についてはどうでしょうか。

保険証廃止は中止し、カードのあり方を根本から見直すよう国に求めるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から健康保険証とマイナンバーカードの一体化についてのご質問をいただきました。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、医療保険の資格の確認だけではなく、健診や投薬などの情報を医療機関が閲覧し、データに基づいたよりよい医療を提供することが期待できるとともに、本人がこれらの情報をマイナポータル上で確認することにより、自らの健康づくりに活用することを目的として国が推進しております。

一方で、鍋谷議員からご質問のあった資格情報の誤登録については、あってはならないものでありますが、小豆島町の国民健康保険については、6月に国からの依頼により点検調査を行い、誤登録の該当事例がなかったことを確認しております。

医療機関におけるマイナ保険証のトラブルについて、小豆郡医師会や歯科医師会に確認したところ、顔認証ができないや暗証番号を忘れてしまったといった事例はありますが、特に大きなトラブルはないと聞いております。

なお、24年秋の健康保険証の廃止後は、マイナ保険証がご利用できない方には資格確認書を発行いたしますので、資格確認ができずに必要な医療が受けられないといった事例は生じないと考えております。

誤登録の問題等により、安全性の観点で不安感をお持ちの方もいらっしゃいますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の有用性につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

町としては、町村会等を通じまして、マイナンバーカードの安全・安定的な運用に向けた制度構築を国に求めた上で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めてまいりたいと思いますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力を賜りたいと思います。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 全国保険団体連合会は、他人の情報ひもづけが完全に解消されない限り、医療者は共有データの信憑性を疑わないといけなくなりますと声明を公表しました。間違った処方など、医療事故につながりかねず、岸田首相が言う医療の質向上と全く逆の事態を招くと警告をしました。この声を真剣に聞くべきです。

また、総点検といっても全数調査ではありません。健康保険証では、マイナカードに一体化する際の手順に問題があったとされる健康保険組合などが対象です。今回、公表された件数は氷山の一角でしかない可能性が濃厚です。混乱をこれ以上広げるのではなく、マ

イナ保険証やオンラインによる資格確認の運用は直ちに停止すべきだと思います。

マイナカードが、現行保険証からマイナ保険証への円滑な移行を図るとして、デジタル環境の整備やメリットを実感いただける実行的な仕組みづくりを掲げていますが、保険診療に支障を来していることへの反省はありません。

河野デジタル相は、他人の保険情報をひもづけた責任を作業に当たった現場の認識が薄かったことに転嫁しました。この中間報告の関連資料に、自分の情報が正しく登録されているかを確認する方法まで載っています。マイナ保険証の誤りは、自分で見つけようということです。この姿勢で総点検などできるわけがありません。岸田政権は、保険証廃止によって国民全員にマイナカードを押しつけることはやめるべきだと思います。

町民の命が脅かされる、このマイナカードの保険証、そして保険証廃止。先ほど資格確認書があるから大丈夫だと言われましたが、保険証を廃止しなければそういうことは必要ないわけです。ぜひ、保険証廃止を中止するよう求めていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

次に、2番目ですが、不登校児童・生徒の支援はということです。

まず、町内小・中学校の教室、学校に行けない、また行かない不登校児童・生徒は何人いるのでしょうか。現状とその原因についてお尋ねをいたします。

また、その児童・生徒の支援、居場所等どのように行われているのか、お尋ねをいたします。

今年3月31日に、文部科学省通知、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について、通称COCOLOプランが出されました。このCOCOLOプランは、近年不登校児童・生徒数が増加し続け、令和3年度、児童・生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査では、不登校児童・生徒が小・中学校合わせて全国で約24万5千人に上り、過去最高となっており、かつ90日以上の不登校であるにもかかわらず学校内外の専門機関等で相談、指導等を受けられていない小・中学生が4万6千人になっており、これは喫緊の課題だという認識の下、取りまとめられたものです。

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、不登校児童・生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備、不登校児童・生徒の保護者への支援、早期発見、早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携強化、学校の風土の見える化という4つの項目で構成されています。

不登校児童・生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備では、不登校特例校の設置、校内教育支援センター、スペシャルサポートルーム等の設置などが求められておりま

す。このプランを受けての本町での取り組みについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 鍋谷議員から不登校児童・生徒の支援に関するご質問をいただきました。

文部科学省では、不登校児童・生徒とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景によって、年間 30 日以上欠席した者と定義されており、本町の昨年度の不登校児童・生徒は、小学校で 16 人、中学校で 21 人の合計 37 人となっております。

この内訳で、不登校の理由として、病気、経済的理由、不登校、コロナ等の感染回避、その他の 5 つに分類されており、本町の場合、不登校に分類される児童・生徒は小学校で 9 人、中学校 12 人となります。

この不登校の要因としては、文部科学省の調査結果では、無気力、不安が約半数を占めており、要因の判断は難しいですが、本町でも同様だと認識しています。

これらの児童・生徒に対しては、担任が定期的に電話連絡や家庭訪問を行ったり、担任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談を実施したりするなど、個々に応じた丁寧な取り組みを行っております。

ご質問にあります誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について、通称 COCOLO プランですが、環境の整備における不登校特例校については、教員配置を含め、香川県教育委員会の方針もありますので、設置についてのハードルが非常に高く、今後の課題だと思っています。

また、校内教育支援センターについては、これまでの別室登校の役割を担うものと思いますが、これについては必要に応じて対応しているところです。

現在、不登校への支援としては、オンラインでの授業参加、別室登校、小豆広域に設置している小豆地区教育支援センター若竹教室への登校などを提案するほか、相談窓口も紹介していますが、児童・生徒本人、保護者の理解が得られないケースが多くなっております。

不登校を含めて悩みを抱える児童・生徒については、その背景が全て異なり、複雑化、多様化しておりますので、児童・生徒本人、保護者、家庭状況等を十分に把握するよう努め、関係機関との連携を図ることを継続してまいります。

今後も、不登校の支援、対応については、学校との信頼関係が築けるよう、個々に応じた対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今、答弁の中で別室登校、オンライン授業、若竹教室ということが言われましたが、それに該当する子供の人数とかそういうのが分かれば教えてください。

それから、さらに質問通告を提出した8月25日に、文部科学省は空き教室を活用して学校内で不登校の児童・生徒をサポートする校内教育支援センターを拡充するため、新たに設置する自治体に必要経費を補助することを決めたという報道がありました。

クラスの中に入れない子供に、学校内の居場所や学習環境を確保するのが狙いだとのことで、3600戸分の設置の補助金に加え、学習指導員を確保するための補助金も拡充して後押しをするとのことでした。

自分の学級に入りづらい児童・生徒については、学校内に落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習、生活できる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待されます。

このため、各学校において支援スタッフなどの活用や学校ボランティアなどの協力も得つつ、空き教室や空いているスペースを利用するなどして、こうした機能を有する校内、校内教育支援センターを設置することが望まれるということです。こういう国の補助も活用して、ぜひ本町でも校内教育支援センター、この実現について取り組んでいただきたいと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） まず、オンラインでの授業参加につきましては、これまで3名、4名の事例があるんですけど、現在はいません。

別室登校についても、これ人数が流動的なんで、毎日別室登校という児童・生徒はいません。週に何回か別室という形の児童・生徒については、4、5名程度在籍していると思います。

また、若竹教室につきましては、籍を置いてる在籍児童・生徒は5名だったと思うんですけど、実際に毎週登校している子供は3名だったと思います。

また、校内支援センターにつきましては、これまでの別室登校の対応と、基本的には内容は一緒だと思います。

今、議員ご指摘にあったように、国のほうで補助制度があるのであれば、将来的には活用したいと思いますが、その別室登校というのは、例えば通年、1年間とかというふうな単位ではあまり考えておりません。やはり再登校へつなげるように、不登校になって学校

復帰に向けて、何か月、数か月という程度で別室とか保健室とか、そこに登校して通常の教室に戻れるように努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今言われました校内教育支援センターっていうのは、国も補助を出すということで、これがやっぱり大事なことなのかなあと思っております。今までの別室登校とは、また少し違うのではないかと思うんですけども、国の予算は来年度からということなんですけど、具体的にもう少し踏み込んで、この取り組みっていうことについて検討していただくということはどうでしょうか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 校内支援センターにつきましては、これまでの、私は解釈は、内容的にはこれまでの別室登校と同様の学校内での過ごし方をするものと認識しています。

この校内教育支援センターで、例えば別に授業を受けるとか、そういう意欲のある児童・生徒については、結構効果があるというふうには思いますが、実際学校で別室で好きなことをさせてくださいというふうな保護者もおいでです。

1名そういう子供がおれば、当然別室の部屋の確保、1日その部屋で自由にさせるわけにいかないんで、教員なり支援員の配置というんも必要になります。

実際、これまでも別室登校で、例えば1週間、10日でも来なくなるケースもあります。1日で来なくなったケースもあります。ですから、そういう意味である程度の学校規模でそういう対象の児童・生徒が複数いるところでないで、こういう補助を受けて通年度の人員配置ということは、なかなかハードルが高いものと思っております。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 先ほど、教育長も言われましたけれども、今本当に多様な形での不登校が増えてるということで、やっぱりこれまでと同じ対応では駄目なのではないかなと思います。不登校の児童・生徒の全ての学びの場を確保して、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることとか、学校全体で支援していくこととか、みんなが安心して学べる学校にしていくということが大事ではないかなと思います。

だから、これまでの取り組みと同じでは、やはり今の多様化の時代にそぐわないのではないかなと思いますので、ぜひ全国でいろんな取り組みがされていると思います。小豆島のこの小学校、中学校の不登校の数が多いのか少ないのか、ちょっと分かりませんが、これは増えてるということではないんでしょうかね。全国がすごい増えてるということなんですけど、小豆島町も不登校の方が多様化して増えているという認識でよろしいんでしょ



うか。それなら、それに対応した取り組みが必要じゃないかと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 本町の不登校児童・生徒については、コロナ前までは全国平均のパーセントよりかなり低い数字でした。全国的にコロナの影響もあって、先ほど言いましたけど無気力、不安ということが原因で、コロナの影響で全国的に増えたというんがあるんですけど、実際全国では9年連続増加しているような状況です。

本町については、令和3年度、4年度と急増しています。もう全国平均の割合を超えるぐらいの数字になっています。

実際、現状言いますと、昔ですと子供が学校行きたくない、不登校になるようなときに、家庭内での話合いとか、保護者のほうが学校へ行ったらみたいな形で、どちらかという学校へ行きなさいというスタンスの保護者が多かったように思っています。現在は、かなり先ほど言いましたけど20人を超えるような状況なんで、保護者の方もいろいろです。子供の意見を尊重して、行きたくないのであればもう自由に無理強いはしないと。そういうお子さんについて言うと、小児科等に受診した場合に起立性障害とか、そういう一部診断名がつく児童・生徒もいます。そういうところもあって、今の現状としては担任のほうができるだけ子供と直接会うとか、保護者の方と協力しながら学校復帰に向けた、先ほど言いました別室登校とか、オンラインでの授業参加、このあたりを保護者に提案するんですけども、なかなかそのあたり理解が得られないというのが実情でございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） いろんな昔と違ってきているという中で、やっぱり対応についても変えていかなければならないし、そういう保護者や子供の声も十分聞いた形での、一つは校内教育支援センターということですけども、それをぜひ検討をしていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

教員不足の実態と対策はということで、今全国で教職員の不足が大きな問題になっています。大学教授などをつくる「#教員不足をなくそう緊急アクション」の調査で、今年4月の時点で公立中学校の4校に1校で教員不足が起きているという深刻な実態が明らかになりました。定員どおりに教員が確保できない状況が常態化し、子供の教育への弊害が起きているのです。

本町でも同様の事態があると聞いております。まず、教員の未配置や欠員、教育への影響の実態はどうか、お尋ねをいたします。

それから、教員の成り手がいない大きな要因の一つが勤務実態の深刻さにあると言われております。スクール・サポート・スタッフの配置などについてどのようにお考えでしょうか。

また、国、県に対して教職員定数の抜本的改善や教育予算の増額などを強く要望をさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 鍋谷議員から教員不足の実態と対策に関するご質問をいただきました。

教職員の定数については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律によって定められており、県費職員である教職員は国からの配分に基づいて、県教育委員会が教職員の配置人数を決定しております。

今年度の香川県の状況として、県教育委員会が決定した配置人数の教員が講師不足により、配置できていないという状況が生じておりますが、小豆郡においては優先的に配置され、年度当初における教員は確保できております。

しかし、年度途中における育休からの復帰や産休、病休を取得する場合には、雇用期間が1年未満となるため、これについては小豆郡内で確保することになりますが、これについてすぐに配置できない状況が生じました。

このような欠員が生じた場合は、やむを得ず校内の教員が授業や校務を分担して対応していますが、負担が増加することになります。

町としては、ご承知のとおり、特別支援教育支援員、通級指導教員、学校司書、外国語活動支援員、部活動指導員、ICT教育指導員などを町費で配置しています。また、スクール・サポート・スタッフについても、中学校に1名を配置しています。

学校の教職員が心身両面の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組むことができる環境づくりを進めることで、教育の質の向上と子供たちの豊かな成長につながると考えております。

教員の増配置については、加配教員の確保、特別支援学級の配置定数の見直しを含めて、これまでも県教育委員会へ要望してきたところであり、今後も引き続き、強く要望してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 学年当初の未配置っていうのはなかったということなんですけど、学年途中で欠員が生じているということなんですけど、それぞれ学校ごとに今どういう具体的な状況なのかを、ちょっとお知らせください。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 現在は、不足は生じていません。具体的に言うと、4月から7月に育休取って、8月に復帰される教員がいました。この4月から7月の4か月間について、2か月間は代替の教員が確保できたんですけど、6月、7月について、その代替教員の確保ができずに、2か月間欠員が生じたということでもあります。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私が聞いているのは、池田小学校なんですけど、今のは池田小学校のことですか。じゃあ、ほかの小学校は、そういう欠員というのは全くないということによろしいんでしょうか。

言われてましたけれども、支援員とかいろんな形で町が配置しているということなんですけども、やっぱり今多くの学校現場では、本当に先生方忙しい日々で、特にコロナの影響とかもあって大変な状況があると思います。自治体ができることとして、先ほど言われたような支援員とかサポートスタッフの配置、これが町として学校に配置できると思います。教員が担う業務を見直して、部活動を含む様々な業務の地域とか外部への委託とか移行、それから教員以外の専門職や支援員の増加とか、増員とか、常勤化、学校事務職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ICT支援員などなど、今もたくさん配置はしてくださっていると思うんですけども、ぜひその辺さらに教員の負担を減らす、町としてできる取り組みとして考えられないのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（中松和彦君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 先ほど申し上げました特別支援教育の支援員とか、通級指導教員、その他の指導員については、どちらかという教員自体の業務量の軽減にはなかなかつながりにくい面があります。教室で授業をするについて、支援が要る子に対してサポートとして入るということで、そういう指導員、支援員を配置したから先生の受け持つ授業数が減るであるとか、校務の仕事の負担が減るということはありません。どちらかという精神的なサポートという意味で、学級経営に、授業に専念できるような体制を、そういう支援員とかが補助をしながら実際の授業を行っている状況です。

あと、具体的な部活動支援員とかICTの指導員については、これは本来教員に対して、以前の仕事に対して増加する部分の仕事について指導員がサポートしてる。これについて

は、業務の軽減にはつながっているとは思いますが。

本町の場合、県下でこういう指導員とかの配置の8市9町の一覧表があるんですけども、本町はどちらかというとかなり多く配置して、学校の支援を行っているという状況でございます。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 教員の仕事を軽減するためには、やっぱり学級定員を減らして教員数を増やすということが一番なのかなあと思うんですけど、それについては国、県が大きく関わってくると思います。

先ほども言いましたけれども、国、県に対しての教職員定数の抜本的改善、1クラスの人数を減らすこととか、また教育予算の増額、これを町としても強く要望をしていただいて、また現場の先生の声も聞いていただいて、町でできることについては業務の軽減でなくても精神的な問題についても、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。以上で質問を終わります。

---

○議長（中松和彦君） 4番川井茂議員。

○4番（川井 茂君） 失礼いたします。私は、今回島内で安心して出産できる体制というテーマで質問をさせていただきます。

去る8月1日の全員協議会で取り上げられました小豆島中央病院の産科医師の不足によるセミオープンシステム導入は、現時点ではほかに選択肢のない対応だと説明をいただきました。

町長をはじめ、町行政の皆様も病院側の状況に対して土庄町と連携し、香川大学または香川県へも医師派遣の要請など、様々と働きかけてくださったことを聞いております。しかしながら、これからの小豆島を託していかなければならない若い人たちに、出産できない小豆島は受け入れられがたい残念なものだと思います。何としてでも島内で安心して出産できる体制をつくらなければならないと思いますが、町長どうか出産できる小豆島についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 川井議員から島内で安心して出産できる体制の構築についてご質問をいただきました。

出産できない小豆島は、若い人たちから受け入れられないとのご指摘でございますが、8月1日の全員協議会におきまして、佐藤企業長から説明がありましたとおり、島内にお

いて低リスクの妊婦が出産できる体制を維持するには、セミオープンシステムの導入は避けられない状況にあります。

非常に厳しい状況ではありますが、午前中の質問で副町長からもお答えしたとおり、できるだけ多くの妊婦の方が島の中で出産できるよう、今現在検討を進めておるところでございますし、要望もしておるところでございます。

島外であっても安心して出産できるよう、まずはセミオープンシステムの円滑な導入に努めたいと思っておりますが、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、教育民生常任委員会において、委員の皆様からご意見をいただきながら、支援に関する制度設計も同時に進めてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、産科をはじめとする小豆島中央病院の医師確保については、土庄町とともに今後も国、県、香川大学等への要望を引き続き続けてまいりますので、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） ありがとうございます。よく分かりました。

実は、協議会から一昨日まで、私子育て世代の若い人たちから高齢者に至るまで、約40名ぐらいの方々にこの件についてお話を聞かせていただきました。

その中で、この状況を知らない方が大半でございました。そして、一様にその方々は驚きと落胆の様子でありました。

その中で、ある長老には叱られました。おまえら何しよんやと。若い者が島で生きていけないやないか。島が沈んでしまうわ。トンネルでも掘ってもらえと、こんな感じで怒られまして、確かに私たちにも大きな責任があるなということを感じさせていただきました。

その中でも、また若いお母さんがこういうふうに、もう小豆島は終わりやね。こんなショックな声が漏れたのが印象的でした。中には、署名活動はないんですかというふうに質問も受けました。

そして、この声には驚きました。どんなに重要なことも、事前に町民への意見の聴取や十分な話し合いが持たれず、決めた後に後ろ向きな結論だけが降りてくる、この小豆島のあり方についても疑問を持っています。このお声には、私は本当に胸をつかれたような思いがいたしました。

確かに、希望を奪ってしまうような事態が、現在進行しております。でも、先ほど町長からいただいた答弁には、同時に進行してこの体制を何とか島で出産できるような体制をこれからも築いていくというふうに承りましたが、町長そのとおりに受け取らせていただい

てよろしいでしょうか。

○議長（中松和彦君） 町長。

○町長（大江正彦君） 最大限の努力は続けてまいりたいと思っております。

○4番（川井 茂君） ありがとうございました。

最後に、子供たちや本当に孫たちからも、子供たちに小豆島を託す上から、私たちは島の特殊性を考え、企業団の構成町という立場も、また病院企業団はもとより、土庄町とも連携して、そしてまた町議や町民の皆さんの協力もいただきつつ、あらゆる団体、組織の協力も受けながら、この大事な時、旬を安心して出産できる医療体制を進めていきたいというふうに申し上げて、お願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中松和彦君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は1時50分とします。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時49分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（中松和彦君） 日程第4、報告第8号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第8号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の1ページをお開きください。

報告第8号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページ、専決処分書をお開きください。

令和5年6月22日、池田4711番地3、北方500メートルにおいて発生した公用車の接

触事故について、7月24日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は、県内法人で、項目2の和解の内容につきましては、(1)にありますように、損害賠償金として15万8,400円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。

事故の概要ですが、職員が通勤途中のカーブにて、車両がスリップして、ガードレールに接触し、損傷させたものでございます。以上、報告を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第9号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（中松和彦君） 次に、日程第5、報告第9号令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第9号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明を申し上げます。

本件は、小豆島町の令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 報告第9号令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げます。

上程議案書の4ページをお開き願います。

まず、1の健全化判断比率であります。表の上段が本町の算定結果で、中段、下段が国で定められた早期健全化基準、財政再生基準であります。

早期健全化基準が、いわゆる財政運営上のイエローカード、財政再生基準がレッドカードとお考えいただければと思います。

まず、健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率であります。一般会計及び国保、介護保険等の全ての特別会計におきまして黒字決算もしくは収支均衡となっており、また介護保険施設の企業会計につきましても資金の不足は発生していないことから、該当なしのバーとなっております。

次に、実質公債費比率につきましては、自治体収入に対する借金返済額の比率を示して

おります。令和4年度決算では6.2%となっており、前年度の6.3%から少しだけ改善しております。これは、一般会計の元利償還金が約2,700万円の減となったことが影響しております。

ちなみに、令和3年度決算における全国的な結果を申し上げますと、全国市区町村の平均が5.5%、香川縣市町の平均は7.5%となっております。

次に、将来負担比率であります。この指標につきましては、地方債等の将来的に負担すべき額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めているかを表したものでございます。4年度決算につきましては、将来の借金返済予定額等を町が持っております基金、あるいは交付税算入予定額等が上回っていることから、該当なしのバーとなっております。

次に、2の資金不足比率であります。介護保険施設事業会計におきましては資金不足額がなく、資金不足比率は発生しておりません。

以上のように、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、健全な状況となっております。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化・経営健全化審査意見書に記載されておりますが、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいております。以上、簡単ではございますが、報告第9号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中松和彦君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第40号 令和4年度小豆島町歳入歳出決算認定について

○議長（中松和彦君） 次、日程第6、議案第40号令和4年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第40号令和4年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計及び国保会計など5つの特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めるものでございます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当課長及び担当次長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第40号令和4年度小豆島町歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

上程議案書の5ページをお開き願います。

本件は、令和4年度小豆島町一般会計歳入歳出決算から介護保険施設事業会計まで7つの会計について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

なお、歳入歳出の詳細な内容につきましては、決算特別委員会においてそれぞれの関係課から説明があらうかと存じますので、私からは、一般会計及び5つの特別会計の決算の概要につきまして、施策の成果の財政編により、ごく簡単にご説明申し上げます。

なお、一般会計の決算の状況であります。例年同様、他団体との比較や施設別経費の分析が可能な決算統計の数値を基に説明させていただきますので、一部決算書との乖離がありますことをあらかじめお断り申し上げます。

それでは、施策の成果の財政編の2ページをお開き願います。

まず、令和4年度の決算額は、歳入総額Aが120億1,925万8千円、歳出総額Bが109億7,042万8千円となっております。前年度に比べますと歳入総額Aが3,459万9千円、率にして0.3%の増となっており、主には繰越金の増が要因でございます。一方、歳出総額Bにつきましては、マイナス1億1,431万9千円、率にしてマイナス1.0%の減となっており、主には徳本地区の最終処分場整備事業の完了によるものでございます。この数値から、他会計との重複計上を避けるための各種の規模控除や、基金繰入金の調整を行った普通会計の歳入総額Gが120億1,890万4千円、歳出総額Hが109億4,250万2千円となっております。

以上の結果、形式収支Iは10億7,640万2千円となり、これからJの繰越明許費の繰越財源7,371万4千円を差し引き、決算統計における実質収支Mは10億268万8千円の黒字でございます。単年度収支Nは、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、1億5,434万8千円の黒字であります。これに財政調整基金への積立金0、238万4千円を加えた実質単年度収支は1億5,673万2千円の黒字となっており、昨年度に引き続き黒字決算となっております。この要因につきましては、依然としてふるさと納税が堅調に確保できていることなどが考えられます。以上が一般会計決算の概況でございます。

主な増減理由につきましては、決算特別委員会での各課からの説明と重複いたしますので、本日は省略させていただきます。

次に、6ページ、7ページの特別会計決算の概要につきまして、ごく簡単にご説明申し上げます。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計から介護予防支援事業特別会計までの5会計でございませう。

7ページの左端に記載のとおり、実質収支は収支均衡を含め全会計黒字となっておりますが、同じページの右端に記載のとおり、前年度からの繰越金の要素を除き、積立金の処理を加えた実質単年度収支では、国保、介護保険、介護予防支援会計の特別会計で赤字となっております。

なお、各特別会計の決算につきましても、特別委員会において詳細な説明があろうかと存じますので、内容説明は省略させていただきます。

次に、8ページをお開きください。

財政指標の主なものにつきまして、ごく簡単にご説明申し上げます。

上から3行目、標準財政規模につきましては、普通交付税における臨時財政対策債振替相当額の減などによりまして、マイナス1億6,156万5千円減の58億1,462万8千円となっております。

次に、その下の財政力指数と、2行下の自主財源比率につきましては、それぞれ0.289と34.3%となっております、依然として3割自治が続いております。

次に、その下の経常収支比率であります。対前年度3.5ポイント悪化し、90.1%となっております。こちらにも、普通交付税が減額となったことに加えまして、燃料費等の高騰による光熱水費等の経常経費が増額となったことが大きな要因でございます。

次に、その下の実質赤字比率から将来負担費率までの健全化判断比率につきましては、先ほどご報告したとおりでございます。

次に、財政調整基金の積立金現在高であります。

令和4年度につきましては、先ほども申し上げたとおり、ふるさと納税が堅調であったことなどから、財政調整基金からの繰入れを取りやめ、また令和3年度の剰余金処分等によりまして、対前年度4億2,938万4千円増の23億9,559万円となっております、本町発足以来の最大の額となっております。今後の人口減少による財源不足への対応をはじめ、小学校の再編、あるいは改良住宅の建て替えなど、大型の社会資本整備が控えていることから、貴重な財源として有効に活用していきたいと考えてございます。

また、その下の減債基金の積立金現在高につきましては、平成30年度以降、毎年減債基金を取り崩し、旧内海病院の残債償還に充てており、マイナス9,059万円減の19億990万9千円となっております。

なお、繰り返しになりますが、現在池田地区の改良住宅の更新事業に着手してございませう。

て、今後は草壁地区改良住宅の建て替えにも取り組んでいく必要がございますが、財源として活用する公営住宅建設事業債は、交付税措置のない単なる借金でありますことから、将来の財政運営に大きな影響が発生いたします。このため令和4年度の歳計剰余金につきましては、2分の1程度を減債基金へ積立てし、将来の償還財源にしたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、地方債現在高につきましては、町債の新規発行額が1,490万円の増になりましたが、旧内海病院の残債償還が進み、当該残高がマイナス2億3,721万8千円減となったことから、対前年度マイナス2億7,255万3千円減の101億7,499万円となっております。

最後に、9ページの新型コロナウイルス感染症対策関連事業費の決算状況につきまして、ごく簡単にご説明申し上げます。

個別の事業につきましては、各課から詳細な説明がなされると存じますが、全体の規模感だけ申し上げますと、令和4年度決算額合計で6億1,921万9千円となっており、うち国庫支出金が5億1,513万6千円、そのうちの地方創生臨時交付金が2億7,411万6千円、右端の一般財源は4,627万8千円となっております。以上、決算統計の数値を基に令和4年度決算の概要をご説明申し上げます。

今後につきましても、持続可能な財政環境の構築に向けまして、特定財源の確保をはじめ、施策の重点化によりまして適切な財政運営に努めなければならないと考えておるところでございます。ご理解のほどお願い申し上げます。決算状況の総括説明とさせていただきます。

○議長（中松和彦君） 介護保険施設次長。

○介護保険施設次長（弓木和幸君） それでは、令和4年度小豆島町介護保険施設事業会計決算の概要についてご説明させていただきます。

別冊の小豆島町介護保険施設事業決算書の29ページをお願いいたします。

令和4年度の小豆島町介護保険施設事業の運営は、昨年に引き続き、基本的な感染防止対策を徹底し、業務を遂行してまいりました。

島内での感染拡大期には、一時的に通所リハビリテーションの休止や新規入所の受入れを停止しましたが、その影響を最小限にとどめることができ、大きく影響を受けた前年度と比較し、介護老人保健施設、特別養護老人ホームともに利用者の回復が見られました。

しかしながら、物価高騰の影響もあり、厳しい経営状況が危惧されておりましたが、利用者の回復によりまして収益が堅調に推移し、両施設を合わせた決算につきましては、黒

字に回帰することができました。

まず、業務でございますが、令和4年度の老健入所の利用者数は9,295人、1日平均利用者数は25.5人となっております。通所の利用者数は4,243人で、1日平均利用者数は17.8人となっております。特養の入所の利用者数は2万1,215人で、1日平均利用者数は58.1人となっております。特養短期入所の利用者数は482人で、1日平均利用者数は1.3人となっております。特養短期入所の利用者数は840人で、1日平均利用者数は2.3人となっております。

次に、設備でございますが、備品につきましては、ストレッチャーと低床スリーモーターベッドを購入し、設備の充実を図っております。

続きまして、経理についてご説明いたします。

収益的収支につきましては、総収益が4億5,360万1,834円で、前年度と比べまして3,837万6,133円の増となっております。内訳としましては、介護老人保健施設事業収益が1億9,494万6,786円で、前年度比113.19%、介護老人福祉施設事業収益が2億5,865万5,048円で、前年比106.45%となっております。先ほど申し上げましたように、利用者が回復した結果、収益が増となっております。

一方、総費用につきましては4億4,033万542円で、前年度と比べまして628万2,145円の増となっております。内訳としましては、介護老人保健施設事業費用が1億9,710万7,045円で、前年比97.49%、介護老人福祉施設事業費用が2億4,322万3,497円で、前年比104.9%となっております。

この結果、収益的収支は1,327万1,292円の純利益を計上することとなり、これに前年度繰越利益剰余金を加え、当年度未処分利益剰余金は7,924万6,156円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入0円に対しまして、資本的支出は52万8,660円となっております。以上、簡単ではございますが、令和4年度小豆島町介護保険施設事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をしていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、本案については、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定されました。

ただいまから事務局職員が決算特別委員会委員の名簿をお配りします。

お諮りします。

ただいま設置が決定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定されました。

ただいまから休憩を取りますので、休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが、委員会室で正副委員長の間選をお願いします。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時15分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長に安井信之議員、副委員長に三木卓議員、以上のように決まりましたことをご報告いたします。

~~~~~

日程第7 議案第41号 小豆島町児童館条例の一部を改正する条例について

○議長（中松和彦君） 次に、日程第7、議案第41号小豆島町児童館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第41号小豆島町児童館条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、城山会館に併設し、一体的に運営している池田児童館につきまして、運用実態に併せて児童館から隣保館へ用途を変更することから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中松和彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 小豆島町児童館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集6ページをご覧ください。

条例改正の内容につきましては、改正前の第2条の表にある小豆島町池田児童館を削除するものでございます。

池田児童館は、昭和61年に城山会館に併設する形で建設されました。池田児童館は、建設から37年、城山会館は建設から45年が経過し、両施設とも老朽化により改修が必要な状況にあります。

また、地区内の児童・生徒は社会情勢の変化等に伴い、大きく減少し、現状は隣保館と一体的に運用しているところでございます。今後も児童・生徒の増加は考えにくく、児童館としての役割は今後も隣保館が継続して担っていくことで充足するものと思われることから、本条例改正で隣保館へと用途変更させていただき、改修工事を実施したいと考えているところでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 池田の児童館の変更については、別にいいんですけれども、この吉田児童館というのは実態がどうなのかなと思うんですけど、これはそのまま置いとくしかないんですか。

○議長（中松和彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 吉田児童館につきましては、現在休館中でございます。補助金をもらって建ってる関係で、その補助金の耐用年数が経過するまで取り壊すことをしますと、補助金の返還が生じますので、現状自治会等が時々使っているとは聞いております。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 41 号は原案どおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第 41 号小豆島町児童館条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 4 2 号 令和 5 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 4 3 号 令和 5 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（中松和彦君） 次、日程第 8、議案第 42 号令和 5 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）及び日程第 9、議案第 43 号令和 5 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第 42 号令和 5 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は 6 億 1,440 万 8 千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費 5 億 2,845 万円、民生費 120 万円、衛生費 297 万 2 千円、農林水産業費 382 万 2 千円、商工費 2,316 万 8 千円、土木費 2,380 万円、教育費 3,099 万 6 千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

また、議案第 43 号介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましても担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 日程第 8、議案第 42 号令和 5 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第 42 号令和 5 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の 8 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6 億 1,440 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 129 億 6,650 万 9 千円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正であります。

11 ページの第 2 表地方債補正をご覧ください。

吉野処分場整地事業につきましては、吉野地区の廃棄物埋立処分地の覆土造成工事に向けまして、測量設計業務を委託する費用が生じたことから、その財源確保策として過疎対策事業債を260万円追加し、限度額を410万円に変更するものでございます。

次に、小学校スクールバス整備事業につきましては、星城小学校のスクールバス更新に当たり187万円の国庫補助内示を受けましたので、起債の発行額を180万円減額し、限度額を1,470万円に変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）説明書の10ページ、11ページをお開き願います。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として、歳出に併せてご説明申し上げます。

2款総務費、1項4目財政管理費、13節使用料及び賃借料56万5千円は、財務会計システムを動かしておりますデータベースソフトの使用料が新たに必要となったことから補正計上したものであり、財源は一般財源でございます。

次に、14目公共交通対策費、12節委託料627万円は、観光の周遊性を高めるため、観光庁の地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業を活用し、シャトルバスによる実証運行の費用を計上したものでございます。具体的には、オリーブバスの寒霞溪急行線の運休期間であります12月11日から2月12日までの64日間、坂手港を起点に映画村、マルキン醤油記念館、紅雲亭、オリーブ園等を巡回する観光周遊型の実証運行をかんかけタクシーに委託するもので、1日3.5便運行予定でございます。

財源につきましては、観光庁の補助金が約2分の1とふるさとづくり基金でございます。

なお、今回の補正予算で観光庁の補助金に関する補正予算が幾つか出てまいりますので、初めにその概要をご説明申し上げます。

今回の観光庁の補助金の事業名称は、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業となっておりまして、主な事業内容につきましては、先ほどご説明いたしました公共交通の実証実験をはじめ、民間の宿泊施設、あるいは観光体験施設の改修、モニターツアーの実施などが対象となっております。

事業費総額は9億6千万円程度が計画されておりまして、補助率はおおむね2分の1で、事業費の大半は民間宿泊施設の改修でございます。

また、補助金の交付を受けるためには地域一体となった組織が必要であることから、小豆島観光再生活性化会議が中心となり、小豆2町、四国ツーリズム創造機構、宿泊観光事

業者、交通旅行事業者、金融機関等が幅広く参画し、小豆島の観光の再生を目指すものでございます。

その下の 18 節負担金補助及び交付金 1,670 万円は、原油価格の高騰の影響により、非常に厳しい経営環境にあります公共交通事業者を支援するため、第 3 次公共交通等維持応援給付金を計上したものでございます。

内訳は、影響の大きいフェリー事業者につきまして、1 隻当たり 300 万円、3 事業者の 5 隻分で 1,500 万円。タクシーについては、前回と同額の 17 台分 170 万円を支援するもので、財源につきましては地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に、16 目財政調整基金費、24 節積立金 5 億 200 万円につきましては、令和 4 年度の決算剰余金の 2 分の 1 強を減債基金を積み立てるものでございまして、詳細につきましては先ほどの決算総括説明で申し上げたとおりでございます。

次に、2 項徴税费、1 目税務総務費、12 節委託料 291 万 5 千円は、令和 6 年度から国税として徴収が開始されます森林環境税の導入に対応するため、電算システムの改修を実施するもので、森林環境税の税額は年千円でございます。個人住民税と併せて賦課徴収されることになります。ただし、東日本大震災からの復興に関連して、地方公共団体の防災対策財源として時限的に課税されておりました個人住民税均等割千円の加算が終了することになっていることから、住民の方の負担が増えることはございません。

なお、財源につきましては一般財源でございます。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、20 節貸付金 120 万円につきましては、保健医療福祉関係職修学資金貸付金において、貸付実績として 2 名分の予算が不足することから計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、4 款衛生費、2 項 2 目塵芥処理費、12 節委託料 261 万 8 千円は、吉野地区の廃棄物埋立処分地の覆土造成工事に向けて測量設計業務を委託するものであり、財源は過疎対策事業債と一般財源でございます。

次に、3 目し尿処理費、10 節需用費 6 万 6 千円と 11 節役務費 28 万 8 千円は、本年 10 月 1 日から消費税のインボイス制度が開始され、し尿くみ取り料の消費税額を明示しました領収証を送付するための封筒の印刷代と郵送料を計上したもので、財源は一般財源でございます。

次に、6 款農林水産業費、1 項、ページをめくっていただきまして、2 目農業総務費、20 節貸付金 45 万 1 千円は、農林水産物の新たな直売所等の整備に向けて、農協、漁協、観光協会、商工会など、関係する団体等で組織する小豆島ふるさと村活性化協議会を令和

4年度に立ち上げ、農林水産省の農山漁村振興交付金を活用し、現在地産地消まつりや料理教室を開催しておりますが、国庫補助金が交付されるまでの資金を確保するため、協議会への貸付金を追加計上したもので、財源は返還金でございます。

次に、3目農業振興費、8節旅費5万9千円と18節負担金補助及び交付金、説明欄1、中山間地域総合整備事業推進協議会参加負担金7千円は、中国四国中山間地域総合整備事業推進協議会の総会が令和6年度に本町で開催される見込みであることから、本年度の総会開催地でございます島根県安来市への視察旅費と参加負担金を計上したもので、財源は一般財源であります。

また、説明欄2、農業経営収入安定化支援緊急対策事業補助金56万3千円は、原油価格の高騰等の影響により厳しい経営環境を強いられている農業者を支援するため、農業経営収入保険に加入の農業者に対し、保険料の2分の1を補助するもので、対象の農家は法人も含めて24件でございます。財源は地方創生臨時交付金でございます。

次に、3項水産業費、1目水産業振興費、10節需用費24万2千円は、台風7号の暴風雨によりまして、田浦地区漁師村の戸袋としっくい壁の一部が破損していることから、復旧修繕等を実施するもので、財源は建物災害共済金と一般財源であります。また、18節負担金補助及び交付金250万円は、池田漁業協同組合の振興に対し、例年同様に一般寄付があったことから同額を補助するものでございます。

次に、7款商工費、1項3目観光費、18節負担金補助及び交付金、説明欄1、小豆島観光協会負担金45万円は、持続可能な観光をより一層推進するため、グローバル・サステナブル・ツーリズムの実現に向けた研修会を小豆島観光協会が主体となって実施するに当たり、当該費用を小豆2町で負担するものであり、財政はふるさとづくり基金であります。

また、説明欄2、小豆島まつり補助金180万5千円は、小豆島まつりに対し24の企業、団体から寄付があったことから、同額を補助するものでございます。

説明欄3、観光サービスの高付加価値化事業補助金200万円は、先ほど申しあげました観光庁の補助金を活用し、小豆島観光再生活活性化会議が事業主体となりまして、女子旅体験ツアー、SDGs等モニターツアー、インフルエンサーモニターツアーを実施するもので、全体事業費は880万円を予定しており、観光庁の補助金が400万円、本町と土庄町がそれぞれ200万円、活性化会議が80万円を負担するものであり、本町負担分の財源はふるさとづくり基金であります。

なお、事業実施は11月を予定してございます。

次に、4目観光施設費、10節需用費 268万9千円は、小豆島ふるさと村の非常用発電機の修繕に93万5千円、火災報知器の修繕に104万5千円、醬の郷アートトイレの浄化槽ブロワ1基交換に35万2千円、奥中山公衆トイレのポンプ交換に18万7千円、台風7号による映画村前浮き栈橋のスレート屋根修繕に17万円をそれぞれ計上したものであり、財源はふるさと村整備運営基金、ふるさとづくり基金、台風被害につきましては一般財源でございます。また、12節委託料147万3千円、14節工事請負費1,188万円、18節負担金補助及び交付金13万4千円は、こちらも観光庁の補助金を活用し、オリーブ公園のオリーブ採油施設を体験型・学習型観光施設へ発展させるため、見学窓の設置をはじめ、手狭となっている施設の増築工事を行い、採油場等のレイアウト変更を実施するものでございまして、負担金につきましては活性化会議への参加者負担金でございます。

なお、財源は観光庁の補助金が508万6千円、残りはオリーブ公園整備運営基金でございます。

次に、6目日本遺産推進費、11節役務費263万7千円と13節使用料及び賃借料10万円につきましては、日本遺産の構成文化財の一つであります福田、森ヶ滝丁場跡の整備公開に向けまして、樹木の伐採、処分手数料と土地の借り上げ料を計上したものでございます。

森ヶ滝丁場跡につきましては、大坂城をはじめ、皇居にも石を供給している丁場跡であります。過去に落石があったことから、香川大学の長谷川修一教授をはじめ、コンサルタントに危険性の調査を依頼し、一定の安全性が確保できる見通しを得られたことから、大阪・関西万博、瀬戸芸2025年に向けて整備、公開しようとするもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費、ページをめくっていただきまして、15ページが一番上でございます。12節委託料1,250万円は、道路、漁港等の維持補修工事24か所を実施するに当たり、これまで建設課の技師が測量設計の業務を行ってまいりましたが、技師のマンパワーが不足し、事業遂行が困難な状況にあることから、測量設計業務の外部委託費用を計上したもので、財源は一般財源でございます。

次に、6項都市計画費、3目雨水公共下水道建設費、14節工事請負費1,130万円は、馬木ポンプ場のNo.2ポンプが故障し、現在運転ができない状況にあることから、今後の台風等の大雨に備えるため、緊急対応として仮設ポンプ2基をレンタルし、設置する費用を計上したもので、財源は一般財源でございます。

次に、10款教育費、2項1目学校管理費、10節需用費244万8千円は、池田小学校砂場の木枠が腐食し、現在危険な状態になっていることから、砂場の全面的な修繕に対し

124 万 7 千円、安田小学校 5 年生教室のエアコン修理に 24 万 2 千円、苗羽小学校電話システムの更新に 95 万 9 千円を計上したものであり、11 節役務費 4 万 9 千円は電話機器の保守料でございます。

なお、財源はふるさとづくり基金を活用いたします。また、12 節委託料 1,760 万円は、内海地区 3 小学校の統合に向けて施設の配置計画や工事工程、概算工事費等を算出するための基本計画策定業務の委託料を計上したもので、財源はふるさとづくり基金を活用いたします。

また、財源内訳欄に記載しておりますが、星城小学校スクールバス購入に当たり 187 万円の国庫補助内示を受けましたので、地方債を 180 万円、一般財源を 7 万円減額する財源更正を行ってございます。

次に、2 目教育振興費、17 節備品購入費 14 万 9 千円は、安田小学校に対し原子力・エネルギー教育支援事業費補助金、補助率 10 分の 10 と理科教育設備整備費等補助金、補助率 2 分の 1 の交付決定があったことから、手回し発電機、大三角形定規等の理科教材の備品を購入するものでございます。また、18 節負担金補助及び交付金 12 万 5 千円は、苗羽小学校音楽部へ町内企業 14 社から寄付があったことから、音楽部の活動に対し補助するものでございます。

次に、4 項就学前教育費、1 目子育て共育費、16 節公有財産購入費 597 万 9 千円は、一時預かり事業を実施しておりますリトル・ビーンズの土地建物につきまして、所有者から売却の意向があり、子育て応援の重要な施設であることに加え、年間 100 万円強の賃借料が不要になることから、土地 486 万 8 千円、建物 111 万 1 千円の購入費を計上したものでございます。その下の 17 節備品購入費 125 万 8 千円は、幼稚園児の通園時の置き去り防止を徹底するため、送迎用バス 4 台に安全装置システムを設置する費用を計上したもので、18 節負担金補助及び交付金、説明欄 1、私立認定こども園安全対策事業補助金 35 万円につきましても、私立認定こども園が導入いたします安全装置につきまして、国庫補助金相当額のバス 2 台分を補助するものでございます。

また、説明欄 2、私立認定こども園等使用済み紙おむつ処理費用補助金 29 万 2 千円は、香川県が私立の認定こども園、保育所における紙おむつの処分費用を補助する制度を新たに設けましたことから、処理単価 8 千円、73 人分の費用を補助するものであり、県の補助率は 2 分の 1 でございます。

なお、本目の補正財源につきましては、国庫補助金以外は全てふるさとづくり基金を活用いたします。

次に、3目小豆島こどもセンター費、10節需用費158万4千円は、こどもセンター厨房内にある冷蔵庫、冷凍庫、それぞれが老朽化により不具合が発生していることから、各1台を更新する費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、5項社会教育費、6目農村環境改善センター費、10節需用費111万6千円と11節役務費4万6千円につきましては、イマージュセンターの電話システムが老朽化により不具合が生じていることから、更新する費用と保守料を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。以上、議案第42号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

次、日程第9、議案第43号令和5年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第43号令和5年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の12ページをお願いいたします。

第1条は、規定の額に歳入歳出それぞれ3,773万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億6,974万7千円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）説明書により説明させていただきます。

説明書の22ページ、23ページをお願いいたします。

初めに、歳入の補正でございます。

8款繰越金、1項1目1節前年度繰越金3,773万2千円でございます。介護保険給付費

負担金等につきまして、前年度分の精算により返還に要する額を前年度繰越金で充当しようとするものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

24 ページ、25 ページをお願いいたします。

5 款諸支出金、1 項 2 目 22 節償還金利子及び割引料 3,773 万 2 千円でございます。これは、介護保険給付費等に係る国、県及び社会保険診療報酬支払基金から概算で交付を受けた負担金補助金等につきまして、令和 4 年度の実績に対し、過大に交付を受けた額を返還するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 43 号令和 5 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 43 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号令和 5 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 44 号 令和 4 年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出決算認定について

○議長（中松和彦君） 次、日程第 10、議案第 44 号令和 4 年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第 44 号令和 4 年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町坂手財産区議会が令和 5 年 4 月 5 日をもって廃止されたことに伴い、小豆島町坂手財産区会計の歳入歳出決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定を求めらるものでございます。

決算の概要につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の14ページをお願いいたします。

議案第44号令和4年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出決算認定についてご説明いた  
します。

本件につきましては、小豆島町坂手財産区議会が令和5年4月5日をもって廃止された  
ことに伴い、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付するものでございま  
す。

今回、なぜ坂手財産区の決算認定を上程させていただくことになったかと申しますと、  
小豆島町では西村、草壁、安田、苗羽、福田財産区がございまして、各財産区に財産区議  
会を設置しているわけですが、当然坂手財産区にも議会がございました。ところが、この3月の坂手財産区議会において議会解散の議案が上程され、可決されました。正式には、4月5日に解散となりました。

本来なら、坂手財産区議会にて決算認定を受けるわけですが、今現在ではこの  
ような議決機関が存在しないため、代わりに町の議会がその機能を行うこととなりますこ  
とから、今定例会で坂手財産区の決算認定について上程させていただいております。

なお、歳入歳出の詳細な内容につきましては、決算特別委員会にて関係職員からの説明  
を予定しておりますので、私からは決算の概要について簡単にご説明申し上げます。

決算書の1ページにも記載してございますが、歳入は土地建物貸付収入、基金利子や財  
政調整基金の繰入れ等により、合計595万4,423円となっております。

歳出につきましては、墓地整地修繕や保全作業等に係る各種団体補助金により、合計  
516万5,071円で、歳入歳出差引き残額は78万9,352円となっております。以上、決算状  
況の総括説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 坂手の財産区議会がなくなって、こういう形で出てくるとい  
うことは、これは今後毎年そういう形になるんですか。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 坂手財産区議会が解散になりましたので、この町議会で議  
案を上程させていただいております。

坂手財産区につきましては、今後精算に入ってまいります。今回は、令和4年度の決算

認定でございます。令和5年度の決算につきましては、また決算認定を受ける必要がございますので、予定では令和5年度の決算でもう一回上程させていただくことになります。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、先ほど設置しましたが、決算特別委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号令和4年度小豆島町坂手財産区会計歳入歳出決算認定については決算特別委員会へ付託することに決定されました。

~~~~~

日程第11 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第12 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中松和彦君） 次、日程第11、諮問第3号及び日程第12、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

令和5年12月31日をもって人権擁護委員の濱野守氏の任期が満了となりますが、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

また、諮問第4号につきましても、令和5年12月31日をもって人権擁護委員の増田寿美子氏の任期が満了となりますが、引き続き同氏を推薦したいので、同様に議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 日程第11、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 上程議案書の15ページをお開きください。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の濱野守氏におきましては、令和5年12月31日をもって任期満了を迎えますが、引き続き同氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

濱野氏の略歴につきましては、議案集16ページに記載のとおりでございますが、令和3年1月に人権擁護委員にご就任以来、人権問題に対する高い関心と熱意を持って職務に取り組んでおられ、人権擁護委員の適任者であることから、再度のご就任を目的に推薦しようとするものでございます。

なお、任期につきましては令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第3号は適任として答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

次、日程第12、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。
住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 上程議案集の17ページをお開きください。

諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の増田寿美子氏におきましては、令和5年12月31日をもって任期満了を迎えますが、引き続き同氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

増田氏の略歴につきましては、議案集18ページに記載のとおりでございますが、こちらも令和3年1月に人権擁護委員にご就任以来、人権問題に対する高い関心と熱意を持って職務に取り組んでおられ、人権擁護委員の適任者であることから再度のご就任を目的に

推薦しようとするものでございます。

なお、任期は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第4号は適任として答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

本日、委員会に付託しました議案の審査報告は、9月15日の本会議にお願いします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は9月15日金曜日午後1時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時56分